

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年12月15日
【届出者の氏名又は名称】	旭化成ホームズ株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区神田神保町一丁目105番地
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田神保町一丁目105番地
【電話番号】	03 - 6899 - 3000
【事務連絡者氏名】	執行役員 総務部長兼法務室長 阿萬 恭之
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	旭化成ホームズ株式会社 (東京都千代田区神田神保町一丁目105番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、旭化成ホームズ株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、中央ビルト工業株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

中央ビルト工業株式会社

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場に上場している対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)770,000株(所有割合(注1):32.75%)を所有する対象者の筆頭株主であり、対象者を持分法適用関連会社としております。なお、公開買付者の完全親会社である旭化成株式会社(以下「旭化成」といいます。)は、本書提出日現在、対象者株式を所有しておりません。

(注1) 「所有割合」とは、対象者が2023年11月10日に提出した第73期第2四半期報告書(以下「対象者第2四半期報告書」といいます。)に記載された2023年9月30日現在の発行済株式総数(2,378,740株)から、対象者が2023年11月10日に公表した「2024年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」(以下「対象者第2四半期決算短信」といいます。)に記載された2023年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(27,647株)を控除した株式数(2,351,093株)に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載について同じとします。

公開買付者は、2023年12月14日開催の取締役会において、対象者株式の全て(ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とするための取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、797,400株(所有割合:33.92%)を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、公開買付者は、対象者株式の全て(ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することにより、対象者を完全子会社化することを目的としていることから、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(797,400株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限(797,400株)は、対象者第2四半期報告書に記載された2023年9月30日現在の発行済株式総数(2,378,740株)から、対象者第2四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(27,647株)を控除した株式数(2,351,093株)に係る議決権数(23,510個)に3分の2を乗じた数(15,674個、小数点以下を切り上げ)に対象者の単元株式数(100株)を乗じた株式数(1,567,400株)について、当該株式数から、本書提出日現在、公開買付者が所有する対象者株式の数(770,000株)を控除した株式数(797,400株)としております。これは、公開買付者が、本取引において、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているところ、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の株式併合の手続を実施する際には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者が対象者の総株主の議決権数の3分の2以上を所有することとなるように設定したものです。

本公開買付けに際して、公開買付者は、2023年12月14日付で、対象者の第二位の株主であるアルインコ株式会社(以下「アルインコ」といいます。)との間で、本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結しており、アルインコが所有する対象者株式の全て(221,950株、所有割合:9.44%)について、本公開買付けに応募する旨合意しております。なお、本応募契約の概要につきましては、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式の全て(ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者のみとし、対象者を公開買付者の完全子会社とするための一連の手続(以下「本スクイズアウト手続」といいます。)を実施することを予定しております。

また、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「その他資金調達方法」に記載のとおり、公開買付者は、公開買付者の完全親会社である旭化成より本公開買付けに係る決済の開始日の2営業日前(同日を含みます。)までに、公開買付者からの借入金の弁済として本公開買付けにおける買付資金及びその付随費用等(以下「買付資金等」といいます。)を調達する予定です。

なお、対象者が2023年12月14日に公表した「旭化成ホームズ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は2023年12月14日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのこととです。

対象者の取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、旭化成において住宅事業を本格的に立ち上げたのを契機に、1972年11月に旭化成(当時の商号は、現商号である旭化成株式会社への変更前の旭化成工業株式会社)の完全子会社の住宅専門会社として設立されました。本書提出日現在、公開買付者グループ(公開買付者並びにその子会社及び持分法適用関連会社を総称していいます。以下同じです。)は、公開買付者、連結子会社71社及び持分法適用関連会社11社(対象者を含みます。)で構成されており、設立当時より、世代を超えて住み継がれる「ロングライフ住宅」の思想を土台に、フレックスシリーズ(注1)やヘーベルビルズ(注2)をはじめとする商品・サービスを展開してきました。公開買付者は、公開買付者の完全子会社である旭化成不動産レジデンス株式会社及び公開買付者の完全子会社である旭化成リフォーム株式会社を中心に、お客様の「いのち・くらし・人生」を支える住まいづくりの「HEBEL HAUS」(ヘーベルハウス)をマスターブランドとして多様な専門性を持つグループ会社が一体となって“安心で豊かな暮らし”を実現していくために事業を展開しております。

(注1) 「フレックスシリーズ」とは、重量鉄骨を用いた都市型住宅のことをいいます。

(注2) 「ヘーベルビルズ」とは、工業化手法により高品質・高精度の建築を可能とする中高層ビルのことをいいます。

公開買付者グループは、主に建築請負部門、不動産部門、リフォーム部門、海外事業部門の事業部門で構成されています。昨今では、カーボンニュートラルな社会実現への貢献の一つとして、脱炭素社会に向け参加した「RE100」(注3)における当初目標達成年度であった2038年の更なる繰上げを2021年8月に宣言したのと同時に、戸建及び集合住宅の双方においてZEH(注4)の普及を促進しました。また、海外事業部門においては、2022年11月に米国で住宅用配管、躯体、電気、基礎の工事を行う建築サプライヤー企業の買収、続く2023年2月には豪州で戸建住宅の建設・販売を行う企業の買収を行い、公開買付者の事業エリアの拡大を行っております。

(注3) 「RE100」とは、企業が自らの事業の使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアティブのことをいいます。

(注4) 「ZEH」とは、net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略語で、家庭で使用するエネルギーと、再生可能エネルギーの収支を実質的にゼロ以下にする家のことをいいます。

公開買付者は2022年4月に策定した『2030年のあるべき姿Vision for 2030:「お客様から、社会から必要とされるEssential Company・住まいを創る会社から、人生を創るLife Design Company・働く人が輝くHappiness Company』を目指しこれまで進めてきた「良質なストックの追求」「拡大への挑戦」を支える重要な戦略の柱としての積極的な投資や社会課題の解決、そしてお客様と従業員満足 of 更なる向上といった新戦略体制の整備に取り組んでおります。また、2023年2月、公開買付者は、「働く人が輝くHappiness Company」の実現に向け本社オフィスのリニューアルを実施し、社員がチームや個人にとって最適な場所を自律的に選択しながら働くことで、生産性の向上や風通しの良い職場環境の実現を目指しております。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、1951年3月に建設工事中鋼管の販売を目的とする中央商事株式会社として設立され、建設現場における足場仮設工事の安全と、木材資源保護のため、従来の丸太足場から鋼管による足場に着目し、1953年4月には我が国で初めて鋼製仮設機材の製造・販売を開始するとともに商号を中央仮設鋼機株式会社に変更したとのことです。更に、1954年7月には、新たに鋼管構造物の設計・施工を開始し、建築部門にも進出したとのことです。その後、工場建屋・倉庫等の建築物の設計・施工の売上比重が増したことから商号が事業実態にそぐわないと判断し、1969年9月に現商号に変更したとのことです。また、対象者株式会社については、1961年5月に社団法人日本証券業協会東京地区協会に店頭売買銘柄登録を行い、同年10月に東京証券取引所市場第二部に上場し、2022年4月に東京証券取引所における市場区分の見直しに伴い、東京証券取引所スタンダード市場へ移行しているとのことです。なお、対象者は、2021年12月17日に「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」(以下「本計画書」といいます。)を開示しているとのことですが、その後、2023年12月14日開催の対象者取締役会において、上場廃止を前提とした本公開買付けに賛同する旨の意見を決議したことから、本公開買付けが成立することを条件として、本計画書を撤回することを併せて決議しているとのことです。

対象者は、「変革と共存 ~未来に向けて~」という企業理念に基づき、中央ビルト工業宣言に定める「5C」(Customers First・Changes・Collaborations・Communications・Compliances)を実践することで、持続可能な成長と長期的企業価値の向上を実現し、広くステークホルダーと一体となって持続可能な社会の実現に貢献することを目指して企業活動に取り組んでいるとのことです。

対象者は、仮設業界のパイオニアとして、仮設機材の販売・賃貸を行う仮設機材事業と住宅用鉄骨部材の受託加工である住宅鉄骨事業を収益部門の二本柱としてこれまで事業展開を行っているとのことですが、足元の状況において、住宅鉄骨事業では、住宅用鉄骨部材の受託加工を拡大しており、更なる生産増大に対応すべく環境整備を計画的に進めているとのことです。また、仮設機材事業においては、主要材料である鉄・アルミ・亜鉛メッキ鋼板等の原材料価格及び工場稼働に必要となる電気料金・軽油・ガソリン等のエネルギー価格の高騰により、製造コストが増加しており、収益確保のため価格への転嫁を行ったものの、同業他社との価格競争が激化する等の事業環境の変化が生じており、このような状況の中、対象者は、堅調な業績推移が見込まれる住宅鉄骨事業をベースとして、直近4事業年度連続してセグメント損益が赤字である仮設機材事業の業績回復のための経営改善施策を中心とした中期経営計画(以下「本中期経営計画」といいます。)を2023年6月23日付で新たに策定し、計画達成に向け以下の施策に取り組んでいるとのことです。

仮設機材事業

- ()利益重視・採算性アップへの方針転換
 - ・ 一部製品の海外も含めたOEM製造によるコスト削減
 - ・ 資材供給体制(機材センター)の見直しによる間接コスト削減
 - ・ 機材統括部設置により保有機材の効率化を図り新規投資を抑制
- ()「お客様のニーズに寄り添う」ことを徹底し、共同開発等に注力して新商品開発を加速
 - ・ 顧客特注品や既存商品のカスタマイズ品の共同開発を通じた既存顧客との関係強化
 - ・ オリジナルニッチ商材メーカーとして同業者との差別化の推進
- ()販売推進部の人員増強により販売力強化を図り、新規顧客開拓を推進
 - ・ 販売推進部の増員及び販売推進部と技術商品開発部間の情報共有の促進による開発スピードの加速
 - ・ 千葉工場内における仮設展示場の新設

住宅鉄骨事業

- ()フレックスシリーズ向け鉄骨部材の品質管理の徹底と安定生産
- ()ヘーベルビルズ向け鉄骨部材の増産に向けた設備投資、人員の増強

対象者は、1985年8月に、公開買付者の完全親会社である旭化成(当時の商号は旭化成工業株式会社、2001年1月に現商号に変更)との間において業務提携を開始し、旭化成及び旭化成を經由して公開買付者に対して住宅用鉄骨部材の供給を開始したとのことです。その後、対象者は、1987年10月に、公開買付者及び旭化成のフレックスシリーズの上市に伴い、公開買付者及び旭化成への部材供給の充実を図るため、千葉工場内に専用生産ラインを設置したとのことです(なお、1985年8月から、公開買付者が旭化成の住宅事業を吸収分割により承継するまでの2003年10月1日までの間は、公開買付者及び旭化成いずれにおいても住宅事業を行っており、対象者からの住宅用鉄骨部材の仕入れについては旭化成が一括して行い、旭化成より公開買付者に住宅用鉄骨部材を供給する体制となっておりました。2003年10月1日以降は、公開買付者のみが住宅事業を行うことになったため、対象者より公開買付者が直接供給を受ける体制となり、本書提出日現在では、対象者より公開買付者の完全子会社である旭化成住工株式会社(以下「旭化成住工」といいます。)が供給を受ける体制となっています。)。2010年以降、公開買付者のフレックスシリーズ拡販戦略で棟数が増えたことにより、公開買付者におけるBCP(事業計画強化)の必要性が増し、更にその後発売されたヘーベルビルズの主要マーケットである関東エリアでの生産体制の整備も求められるようになると、これまで培ってきた相互の信頼・協力関係をより強固なものとするには、住宅用鉄骨部材の供給に係る取引関係を維持・継続するだけでなく、公開買付者及び対象者の間において資本提携を行い、両社間の協力関係を強化する機運が高まりました。

その後、公開買付者は、対象者との相互の事業基盤を有効に活用し、将来の成長に向けた競争力強化を目指し、関東地区における住宅用鉄骨部材の生産体制の強化、コストダウンを実現するためのノウハウの共有を含む協業を行うことを目的として、対象者との間で2017年2月14日付で業務及び資本提携契約(以下「本業務資本提携契約」といいます。)を締結し、2017年3月3日付でアルインコから対象者株式4,600,000株を相対取引により、また公開買付者を割当先とする対象者による第三者割当増資を引受けることにより3,100,000株(当時の所有割合(注5):13.17%)をそれぞれ1株当たり150円で取得し、対象者株式を合計で7,700,000株(当時の所有割合:32.72%)所有する対象者の筆頭株主となり、対象者を持分法適用関連会社としました。その後、対象者は2017年10月1日に10株を1株とする株式の併合を行い、公開買付者の所有する対象者株式は770,000株(所有割合:32.75%)となり、現在に至っております。

(注5) 本段落における「当時の所有割合」とは、対象者が2017年6月23日に提出した第66期有価証券報告書に記載された2017年3月31日現在の発行済株式数(23,787,400株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(252,000株)を控除した数(23,535,400株)に占める割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。

公開買付者及び対象者は、本業務資本提携契約を締結して以来、経営情報の交換や人材交流を通して競争力強化を行い、相互の事業基盤の活用及びノウハウの共有を含む協業を行うことで、互いの連携を深めてきました。一方で、昨今における公開買付者及び対象者が属する国内住宅市場においては、新型コロナウイルスの影響による行動制限の緩和を受けた社会経済活動の活発化に伴い、事業環境の改善が期待されるものの、原材料価格の高騰やウクライナ情勢、円安の影響による物価上昇等、先行き不透明な状況が続いており事業環境が大きく変化しております。また、株式会社野村総合研究所が推計・予測する日本における「2023~2040年度の新設住宅着工戸数」によると、持家の新設住宅着工戸数は、建築コストの上昇や住宅ローン金利の先高観による消費マインドの冷え込みの影響で2022年度の86万戸から、2030年度には74万戸、2040年度には55万戸と減少していく見込みであり、住宅需要については厳しい状況にあると公開買付者では考えております。

かかる状況下、旭化成住工を通じて、対象者より建築請負部門の国内売上高の約半分の鉄骨部材の供給を受けている公開買付者は、対象者の強みである住宅用鉄骨部材の供給能力と品質の安定性を活かし、上記のような厳しい事業環境においても更なる事業拡大を図る必要があると認識しました。そのためには、対象者との間での協業体制における機動的な情報交換や迅速な意思決定を図る必要があるものの、現在の出資比率では、対象者が上場会社であるため少数株主の利益に配慮した事業運営を行う必要があることから、営業上の秘密を含む情報の共有に制約があり、2023年3月中旬、公開買付者として、本業務資本提携契約で企図していた「将来の成長に向けた競争力強化」を今後推進することが難しいと認識するに至りました。また、対象者は、有価証券報告書等の作成・情報開示、監査、株主総会の運営や株主名簿管理人の設置費用といった上場維持にかかるコストに加えて、コーポレートガバナンス・コードにおいて、独立社外取締役の比率を高める等、上場会社として種々の対応事項が求められることによって発生するコストを負担しており、公開買付者は、対象者の事業拡大に向けた経営資源に制約が生じているものと考えております。

かかる認識に基づき、公開買付者は、2023年3月下旬、今後より一層の事業拡大を図っていくためには、対象者との資本関係を更に強化し、これまで以上の一体化した経営を行うことにより、協業体制の構築や経営資源・ノウハウの最大化、意思決定の迅速化・簡素化、事業成長への経営資源の集中を図り、対象者の収益力の向上と成長に伴う利益を享受する必要があるとの考えに至りました。他方で、以下のシナジーの創出に向けた各施策の実行は、対象者の中長期的な企業価値の向上の観点からは必要と考えられるものの、短期的には資本市場から十分な評価を得ることができず、対象者の少数株主の利益を損なう可能性も否定できないことから、公開買付者は2023年7月下旬に対象者を公開買付者の完全子会社とすることが最適であると考えているに至りました。

なお、公開買付者が、本取引において想定している具体的なシナジー効果は以下のとおりです。

()シームレスな協業体制構築によるサプライチェーンの強化

新築住宅の建築・販売を行う公開買付者と住宅用鉄骨部材の供給を行う対象者において、より一体的な事業運営を行うことでシームレスな協業体制の構築が可能になると考えております。例えば、公開買付者と対象者においては、これまでヘーベルハウス・ヘーベルビルズ向け鉄骨部材の対象者に対する製造委託を中心に連携し関係を強化して参りましたが、対象者の完全子会社化後においては、対象者のみのノウハウで運営されていた品質や安全に対する取り組みが、公開買付者並びに公開買付者の完全親会社である旭化成のノウハウが共有化されることで、更なる品質向上や安全対策強化などの各種改善・改良活動を行うことができ、より緊密な供給体制を構築することによってサプライチェーンの強化をすることができると考えております。

()経営資源・ノウハウの最大化

公開買付者の完全親会社である旭化成及び対象者はそれぞれが独立した上場会社であることから、独立した事業運営を行う必要があり、公開買付者及び対象者との間では、公開買付者及び公開買付者の完全親会社である旭化成が保有する業務効率や生産性の改善・改良などのノウハウを対象者が利用すること、公開買付者の完全親会社である旭化成が一元管理を行うグループファイナンス(CMS)を活用することによる、資金運用の効率化や金融コストの削減のメリットを享受することに制約があります。対象者が公開買付者の完全子会社となることで、公開買付者及び対象者が経営インフラ(具体的には、共通ITシステムを利用することによる管理統制の強化、グループ人材育成プログラム等の利用、財務基盤の活用が考えられます。)の相互利用が可能となる体制を構築することにより、経営資源・ノウハウの最大化を図れると考えております。

()公開買付者グループの経営戦略を踏まえた意思決定の迅速化・簡素化

対象者は公開買付者の子会社ではなく、いわゆる親子関係にはないものの、公開買付者は、対象者の筆頭株主であり、対象者を持分法適用関連会社としており、また、対象者の取締役7名のうち公開買付者の出身者が1名、公開買付者の従業員を兼務している者が1名いるところ、公開買付者と対象者の少数株主の皆様との間には利益相反の関係があると考えられるため、公開買付者主導のガバナンスや公開買付者グループ内における経営資源の配分に制約が課せられるものと認識しております。また、当該利益相反関係が存することから、公開買付者と対象者との間では、対象者の少数株主の利益にも配慮した慎重な判断をする必要があり、その結果として、公開買付者グループと対象者における共通の経営戦略を推進するにあたっては、相応の協議、プロセスを要することもあり、迅速な意思決定や機動的な施策の実行が困難になる事態も生じております。その一方で、対象者の更なる企業価値向上を達成するためには、将来を見据えた投資分野の選択や製品開発の高度化等、事業運営における柔軟かつ迅速な意思決定が重要となるところ、本取引により、上述の利益相反関係を解消した上で、公開買付者と対象者との間の意思決定プロセスの簡素化を実現し、安定供給と品質確保の観点からの顧客ニーズへの迅速な対応を可能とする組織運営の強化を図れると考えております。

このような認識や考えのもと、公開買付者は2023年4月上旬に本取引の本格的な検討を開始し、2023年7月上旬、公開買付者、旭化成及び対象者並びにアルインコから独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)を、2023年7月上旬には法務アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業をそれぞれ選任しました。その後、公開買付者は、2023年7月24日、対象者に対して、公開買付者の社内で本取引の検討を開始した旨及び本取引について具体的に協議を開始したい旨を伝達し、2023年7月27日、対象者から協議に応じる旨の回答を得ました。これを受け、公開買付者は、2023年8月26日、本取引の背景及び目的、想定されるシナジー及びスケジュールを記載した意向表明書(以下「本意向表明書」といいます。)を対象者に対して提出しました。これに対して、公開買付者は、2023年9月1日、対象者より、適切な社内検討体制の整備を含め、公正性担保措置を講じた上で正式な検討を開始する旨の回答を受けました。そして、公開買付者は、2023年8月下旬から2023年11月上旬まで対象者に対してデュー・ディリジェンスを実施するとともに、2023年11月15日には、対象者が設置した本特別委員会(下記に定義します。以下同じです。)に対して、本取引の意義・目的、本取引の概要について説明を行うとともに、本特別委員会からの質疑に対する回答を行いました。

また、2023年11月中旬以降は、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。))について協議を重ねてまいりました。具体的には、2023年11月15日、公開買付者は対象者に対して、デュー・ディリジェンスによって開示された対象者の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書、2023年11月14日時点の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値、同日までの過去1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の市場株価の終値の単純平均値、対象者より受領した2024年3月期から2028年3月期までの事業計画を基礎とし、公開買付者において一定の調整を行った収益予測を前提として算定したみずほ証券による株式価値試算結果及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、本公開買付価格を665円(2023年11月14日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値532円に対して25.00%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値542円(小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。))に対して22.69%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値557円に対して19.39%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値541円に対して22.92%のプレミアム(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算について同じです。))を加えた価格)とすることを提案しました。これに対し、2023年11月20日、公開買付者は、対象者より、公開買付者、旭化成及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である株式会社AGSコンサルティング(以下「AGSコンサルティング」といいます。))による対象者株式の株式価値の試算結果、過去に公表された類似事例のプレミアム水準等を踏まえ、当該提案価格について本特別委員会とともに検討し、当該提案価格は、対象者の企業価値を適切に反映したのではなく、対象者の少数株主の利益保護の観点から不十分であると考えたことから、本公開買付価格の再考を要請されました。これを受け公開買付者にて再度検討を行い、2023年11月22日、本公開買付価格を705円(2023年11月21日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値530円に対して33.02%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値539円に対して30.80%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値556円に対して26.80%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値541円に対して30.31%プレミアムを加えた価格。))とすることを再提案しました。2023年11月27日、公開買付者は、対象者より、AGSコンサルティングによる対象者株式の株式価値の試算結果、過去に公表された類似事例のプレミアム水準、一般株主による対象者株式の推定取得価額、対象者株式の市場株価の水準(PBR(株価純資産倍率)の水準を含みます。))等を踏まえ、2023年11月22日に提案された本公開買付価格は、依然として対象者の企業価値を適切に反映したのではなく、対象者の少数株主の利益保護の観点から不十分であると考えたことから、本公開買付価格の更なる引き上げ及び公開買付者から提案する本公開買付価格の設定根拠を示すよう要請されました。公開買付者は、対象者からのかかる要請について改めて真摯に検討し、2023年11月29日、本公開買付価格を740円(2023年11月28日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値539円に対して37.29%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値537円に対して37.80%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値556円に対して33.09%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値541円に対して36.78%プレミアムを加えた価格。))とすることを再提案しました。また、公開買付者は、提案する本公開買付価格が、対象者より受領した事業計画に対し、公開買付者にて一定の調整を加えた事業計画を用い算出したディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。))に基づくみずほ証券による試算結果に鑑みれば、十分に魅力的な提案であると判断しており、また、一般株主の取得株価にかかる分析を踏まえても十分な価格及びプレミアム率であると認識している旨の説明も行いました。これに対して、2023年12月4日、公開買付者は、対象者より、AGSコンサルティングによる対象者株式の株式価値の試算結果、過去に公表された類似事例のプレミアム水準、一般株主による対象者株式の推定取得価額、対象者株式の市場株価の水準(PBR(株価純資産倍率)の水準を含みます。))等を踏まえ、2023年11月29日に提案された本公開買付価格について本特別委員会とともに慎重に検討した上で、当該提案価格は、対象者の少数株主の利益への配慮という観点から、相当程度の配慮をしているものと捉えているものの、本取引の実行によるシナジーを加味しておらず、将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格として十分な水準ではないこと及び対象者株式を長期間保有している株主の利益に対しても最大限の配慮が必要であると考えたことから、本公開買付価格の更なる引き上げ要請を受けました。これを受け公開買付者は、対象者からの回答を真摯に検討し、様々なステークホルダーの利益に最大限配慮する観点から、2023年12月6日、本公開買付価格を750円(2023年12月5日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値534円に対して40.45%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値537円に対して39.66%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値553円に対して35.62%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値542円に対して38.38%プレミアムを加えた価格。))とすることを再提案しました。その後、公開買付者は、2023年12月11日、対象者より、対象者の少数株主の利益への配慮を理由に、引き続き本公開買付価格の再検討を要請する旨の回答を受けましたが、2023年12月13日、当該提案価格は、公開買付者として提示可能な最大限の価格であり、これ以上の価格の引上げには応じられないとして、改めて本公開買付価格を750円とする旨の提案を行いました。これに対し、同日付で対象者から当該最終提案を受諾する旨の回答を得ました。

また、公開買付者は、上記対象者との間の協議及び交渉と並行して、アルインコに対して2023年11月15日に本応募契約のドラフトを提示し、本取引を実施する意向がある旨を説明するとともに、本公開買付けへの応募について打診を行ったところ、同日、アルインコから本取引の趣旨に賛同し、本公開買付けへの応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。その後、公開買付者は、アルインコとの間で本公開買付けへの応募に関して協議・交渉を実施し、2023年12月14日、本公開買付価格を750円とすることを含めた本応募契約を締結しております。

以上の検討、協議及び判断を踏まえ、公開買付者は、2023年12月14日開催の取締役会において、本取引の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2023年7月24日に、公開買付者から本取引について本格的な検討を開始した旨及び本取引について具体的に協議を開始したい旨の説明を受けたとのことです。対象者は、本取引を実施することにより公開買付者の完全子会社になることは、公開買付者グループとのより一層の連携強化や対外信用力の強化を通じて対象者の企業価値向上に資する可能性があるとの初期的判断に基づき、2023年7月27日に、公開買付者に対して本取引に係る協議に応じる旨の回答をしたとのことです。その後、2023年8月26日付で、公開買付者から本取引に関する本意向表明書の提出を受けたことから、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付価格の公正性その他本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、2023年9月上旬に、公開買付者、旭化成及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてAGSコンサルティングを、また、公開買付者、旭化成及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして岩田合同法律事務所を、それぞれ選任したとのことです。また、対象者は、同月上旬から、岩田合同法律事務所から受けた本取引に関する意思決定の過程、方法その他の本取引に関する意思決定に関する留意点等についての法的助言を踏まえ、公開買付者から独立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の少数株主の皆様の利益の確保の観点から、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始したとのことです。

更に、対象者は、本取引が対象者の主要株主かつ筆頭株主による持分法適用関連会社の買収に該当し、公開買付者と対象者又は対象者の少数株主との間に構造的な利益相反及び情報の非対称性の問題が存することを鑑み、本取引の公正性を担保し、対象者の企業価値の向上及び対象者の少数株主の利益の確保を目的として、2023年9月1日開催の対象者取締役会の決議に基づき、特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。本特別委員会の構成及び具体的な活動内容等については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)を設置したとのことです。本特別委員会は、2023年9月14日、公開買付者、旭化成及び対象者からの独立性並びに専門性に問題がないことを確認の上、対象者のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてAGSコンサルティングを選任すること、並びにリーガル・アドバイザーとして岩田合同法律事務所を選任することをそれぞれ承認したとのことです。

その上で、本特別委員会は、2023年11月中旬、上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本取引の意義・目的、本取引の概要について公開買付者の説明を受けるとともに、質疑応答を行ったとのことです。

また、対象者は、2023年11月中旬以降は、本取引の目的や取引条件、本取引が対象者に与える影響、本取引後の経営方針の内容や足元の株価動向を踏まえ、本特別委員会の指示その他の実質的関与の下で、本公開買付価格について協議を重ねてきたとのこと。具体的には、本公開買付価格について、2023年11月15日、公開買付者は対象者に対して、デュー・ディリジェンスによって開示された対象者の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書、2023年11月14日時点の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値532円、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値542円、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値557円、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値541円、対象者より受領した2024年3月期から2028年3月期までの事業計画を基礎とし、公開買付者において一定の調整を行った収益予測を前提として算定したみずほ証券による株式価値試算結果及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、本公開買付価格を665円とする旨の提案を行った後、対象者は、対象者の第三者算定機関であるAGSコンサルティングによる対象者株式の株式価値の試算結果、過去に公表された類似事例のプレミアム水準等を踏まえ、当該提案価格について本特別委員会とともに検討し、当該提案価格は、対象者の企業価値を適切に反映したのではなく、対象者の少数株主の利益保護の観点から不十分であると考え、2023年11月20日、公開買付者に対して、本公開買付価格の再考を要請したとのこと。2023年11月22日には、本公開買付価格を705円とする旨の提案を受け、対象者は、2023年11月27日、AGSコンサルティングによる対象者株式の株式価値の試算結果、過去に公表された類似事例のプレミアム水準、一般株主による対象者株式の推定取得価額、対象者株式の市場株価の水準(PBR(株価純資産倍率)の水準を含みます。)等を踏まえ、当該提案価格について、依然として対象者の企業価値を適切に反映したのではなく、対象者の少数株主の利益保護の観点から不十分であると考え、本公開買付価格の更なる引き上げ及び公開買付者から提案する本公開買付価格の設定根拠を示すよう要請したとのこと。2023年11月29日、対象者は、公開買付者から本公開買付価格を740円とすることの再提案を受け、公開買付者の提案する本公開買付価格が、対象者より受領した事業計画に対し、公開買付者にて一定の調整を加えた事業計画を用い算出したDCF法に基づくみずほ証券による試算結果に鑑みれば、十分に魅力的な提案であると判断しており、また、一般株主の取得株価にかかる分析を踏まえても十分な価格及びプレミアム率であると認識している旨の説明を受けたとのこと。それを受け、2023年12月4日、対象者は公開買付者に対し、AGSコンサルティングによる対象者株式の株式価値の試算結果、過去に公表された類似事例のプレミアム水準、一般株主による対象者株式の推定取得価額、対象者株式の市場株価の水準(PBR(株価純資産倍率)の水準を含みます。)等を踏まえ、2023年11月29日に提案された本公開買付価格について本特別委員会とともに慎重に検討した上で、当該提案価格は、対象者の少数株主の利益への配慮という観点から、相当程度の配慮をしているものと捉えているものの、本取引の実行によるシナジーを加味しておらず、将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格として十分な水準ではないこと及び対象者株式を長期間保有している株主の利益に対しても最大限の配慮が必要であると考え、本公開買付価格の更なる引き上げを要請したとのこと。2023年12月6日、対象者は、公開買付者から本公開買付価格を750円とすることの再提案を受け、2023年12月11日、対象者は公開買付者に対し、本公開買付価格に一定の合理性が認められるものと考えているものの、少数株主の利益に最大限配慮する観点から、本公開買付価格の更なる引き上げを要請したとのことですが、その後、2023年12月13日、対象者は、公開買付者から、当該提案価格は、公開買付者として提示可能な最大限の価格であり、これ以上の価格の引上げには応じられないとして、改めて本公開買付価格を750円とする旨の提案を受け、対象者は、同日付で、当該最終提案を受諾する旨の連絡をし、本公開買付価格を750円とすることで実質的な合意に至ったとのこと。

更に、対象者は、リーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けると共に、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGSコンサルティングから、本取引に関する財務的見地からの助言及び2023年12月13日付の対象者株式の価値算定結果に関する株式価値算定書(以下「対象者株式価値算定書」といいます。)の提出を受けたとのことです。その上で、対象者取締役会は、本特別委員会から2023年12月14日付で答申書(以下「本答申書」といいます。)の提出を受け(本答申書の概要については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)、本答申書の内容を踏まえ、本公開買付けを含む本取引により対象者の企業価値の向上を図ることができるか、本公開買付価格を含む本取引の諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討をしたとのことです。

その上で、対象者取締役会においては、本特別委員会が公開買付者から受けた説明の内容及び公開買付者との間での質疑応答の内容並びに本答申書の内容等を踏まえ、本公開買付けを含む本取引には、以下のメリットが認められることから、対象者の企業価値向上に資するものであると考えるに至ったとのことです。

(a) 公開買付者グループとの協業体制の強化による収益力の向上

対象者は、公開買付者が販売する新築住宅に使用する鉄骨部材について、公開買付者の完全子会社である旭化成住工から材料の供給を受け、製造業務を受託しているとのことです。しかしながら、対象者は上場会社として、公開買付者グループとの取引は少数株主の利益に配慮した慎重な検討が求められ、経営資源の共有や迅速な意思決定には一定の制約があり、現在の資本関係のまま協業体制をより一層拡大することは困難な状況にあるものと考えているとのことです。

本取引により対象者が公開買付者の完全子会社となることで、少数株主が存在する中で一定の制限があった公開買付者と対象者の間の更なる連携強化が可能となるとのことです。また、公開買付者グループと一体感を持った迅速な意思決定が可能となることによる、公開買付者が展開する住宅事業における部材供給のサプライチェーンのより一層の協業の推進(例えば、これまでのヘーベルハウス・ヘーベルビルズ向け鉄骨部材の製造受託を中心とした連携から、公開買付者の首都圏を中心とした営業展開と対象者の千葉工場という好立地性も生かした連携体制の拡大等)は、対象者の収益力の向上に繋がるものと考えているとのことです。

また、対象者が展開する仮設機材事業に関しても、対象者が公開買付者の完全子会社となることで、公開買付者と対象者との間の更なる連携強化及び公開買付者グループと一体感を持った迅速な意思決定が可能となる結果、建設事業を展開する公開買付者グループとの間で、より一層の協業の推進(例えば、対象者と公開買付者グループとの間における仮設機材の共同開発の推進等)が可能となり、対象者の収益力の向上に繋がるものと考えているとのことです。

(b) 人材やノウハウの共有を通じた安定的な供給体制の強化

対象者の住宅鉄骨事業は2017年2月の本業務資本提携契約以降、住宅用鉄骨部材の受託加工を拡大している一方で、品質の安定、労働安全衛生の改善が課題であると認識しているとのことです。

本取引により、公開買付者グループと事業会社の枠を超えた人材交流をより一層促進することが可能となり、公開買付者との間での製造情報の一元化による事務作業の効率化や、教育体制の充実による管理面を含めた製造ノウハウの共有化を進めること等により、対象者の経営課題である品質の安定及び労働安全衛生の改善を図ることができると考えているとのことです。

(c) 財務的な支援や信用力の補完

対象者は、必要運転資金の調達において主として金融機関からの借入を利用しておりますが、本取引により、公開買付者の完全親会社である旭化成が一元管理を行うグループファイナンス(CMS)の活用による財務的な支援や信用力の補完を受けることが期待でき、対象者の資金調達力の向上や調達コストの軽減等を通じて、対象者の財務基盤の強化を図ることができると考えているとのことです。

(d) 上場維持コストの負担軽減

対象者は、本取引を通じて対象者株式が非公開化されることにより、監査費用のほか、株主総会運営費用や株主名簿管理人への事務委託に関する費用等の固定的なコストを削減することが可能となるとのことです。対象者が上場を維持するための業務やコスト負担は、会社法の改正、コーポレートガバナンス・コードの改訂、新市場区分における上場維持基準等に対応するため年々大きくなっており、対象者株式が非公開化されることによって、これらに要する業務及びコスト負担を軽減できると考えているとのことです。

なお、株式の非公開化に伴う一般的なデメリットとして、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなることや、社会的信用力の低下、人材採用が難しくなるなど、上場会社として享受してきたメリットを非公開化以後享受できなくなること等が挙げられるとのことです。もっとも、旭化成が行うグループファイナンス(CMS)の利用や旭化成のグループ会社として信用力の補完を受けることが期待できることを踏まえると、エクイティ・ファイナンスによる資金調達の必要性は低く、また、社会的信用力・人材採用の面においても、旭化成のグループ会社の一員としてのブランド力・信用力を活用できることを踏まえると、本取引の実施により不利益が生じる可能性は低く、むしろ良い影響が生じる可能性があると考えられることから、株式の非公開化によるデメリットは限定的であり、更に株式の上場を維持するために必要な人的・経済的コストを踏まれば、株式の非公開化によるメリットの方が大きいと考えているとのことです。

また、対象者取締役会は、以下の諸点等を踏まえ、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

(a) 本公開買付価格は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているAGSコンサルティングによる対象者株式の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果(529円～546円)の上限を上回るものであり、また、DCF法に基づく算定結果(559円～909円)の中央値を超える金額であること、

(b) 本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である2023年12月13日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値529円に対して41.78%、2023年12月13日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値534円に対して40.45%、過去3ヶ月間の終値単純平均値546円に対して37.36%、過去6ヶ月間の終値単純平均値543円に対して38.12%のプレミアムがそれぞれ加算されており、経済産業省が「公正なM & Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日以降に公表され、2023年11月14日までに成立した支配関係のない会社同士かつ完全子会社化を目的とした公開買付けの事例(ただし、MBO案件を除く。)64件におけるプレミアム水準の中央値(公表日の前営業日の終値に対して43.45%、公表日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して44.56%、公表日の前営業日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して45.28%、公表日の前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して53.82%)との関係で必ずしも高い水準とは評価できないものの、上記事例におけるプレミアム分布を10%刻みで分析した結果、公表日の前営業日の終値に対するプレミアム率では40%台が、過去1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の終値単純平均値に対するプレミアム率では30%台がそれぞれ最頻値であり、本公開買付価格のプレミアム率(本公開買付けの公表日の前営業日である2023年12月13日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値529円に対して41.78%、2023年12月13日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値534円に対して40.45%、過去3ヶ月間の終値単純平均値546円に対して37.36%、過去6ヶ月間の終値単純平均値543円に対して38.12%)は同等の水準にあることから、相応のプレミアムが付された価格であると評価できること、

- (c) 本公開買付価格は、対象者の2023年9月30日現在の簿価純資産額である2,555百万円を自己株式控除後の発行済株式総数(2,351,093株)で割ることにより算出した1株当たり簿価純資産1,087円を下回っているものの(31.00%のディスカウント)、純資産は将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である対象者の企業価値算定において重視することは合理的でないと考えていること。また、仮に対象者が清算する場合、簿価純資産額がそのまま換価されるわけではなく、即時・一括の売却が困難と考えられる汎用性の乏しい製造工場や、本社、支店及び機材センターの各建屋等は建築後相当程度の年月が経過し老朽化していることを踏まえると帳簿価額での売却が困難であり、更地にした上での売却が必要であることが見込まれ、その場合には、建物等の土地の上に存する資産は取り壊しが必要になることから該当する資産の帳簿価額の大部分は毀損することが見込まれること、製造工程の製品や仕掛品、原材料・貯蔵品の換価額は、スクラップ価値を基準としたものとなり、相当程度の毀損が見込まれること(具体的には、対象者の貸借対照表(2023年9月末)上、製品688百万円、仕掛品450百万円、原材料・貯蔵品395百万円、建物・構築物(純額)589百万円、機械装置・工具器具備品・リース資産(純額)142百万円、合計2,265百万円(総資産に占める割合23.45%)に対し、金額を明確に算出しているわけではないものの、相当程度の毀損が見込まれるとのことです。)、更に、企業の清算に伴い、従業員に対する割増退職金及び弁護士費用等の相当程度の追加コストの発生も見込まれること等に鑑みると、対象者の清算価値は、現実的には簿価純資産額から相当程度に毀損された金額となることが想定され(なお、対象者においては、清算を予定しているわけではないため、清算を前提とする見積書の取得までは行っておらず、本公開買付価格が、具体的な検討を経て概算された想定清算コスト等を勘案して算出される、想定された清算価値を上回っていることの確認までは行っていないとのことです。)、1株当たり簿価純資産が対象者株式の公正価値の最低価格となるという考え方は採用し難いと考えていること、
- (d) 今般の東京証券取引所の市場区分の見直しにおいて、新市場区分であるスタンダード市場の上場維持基準として、流通株式時価総額10億円以上の基準が設けられている中、2023年3月31日現在における対象者の流通株式時価総額が6.27億円であることを踏まえると、直ちに上場廃止になるわけではないものの、当該基準への抵触により将来的に対象者の上場維持が困難となるおそれがあると認識しており、本取引を行うことは、対象者の少数株主にとっても、対象者株式の上場廃止に伴う不利益を回避しつつ対象者株式の売却機会を提供するものとして、望ましい選択肢となる可能性があると考えられること、
- (e) 本取引に関しては、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を解消するための措置が採られており、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件の決定に際し、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、
- (f) 本公開買付価格は、上記本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を解消するための措置が採られた上で、対象者と公開買付者との間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等と評価できる協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること、より具体的には、対象者が、本特別委員会とともに、各アドバイザーから専門的な知見等について助言を受けて検討した上で、公開買付者との間で真摯かつ継続的に、協議・交渉を重ねた結果として、公開買付者が当初提案した価格から大幅な引き上げがなされた価格であること、
- (g) 下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、本公開買付価格を含む本取引の条件が妥当であると認められると判断されていること、

以上より、対象者は、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値向上に資するものであり、かつ本公開買付け価格を含む本取引に係る諸条件は少数株主の利益を含む株主共同の利益に資するものであると判断したため、2023年12月14日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

なお、対象者取締役会の決議の詳細については、下記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」をご参照ください。

本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本取引を通じて対象者を公開買付者の完全子会社とすることにより、協業体制の構築や経営資源・ノウハウの最大化、意思決定の迅速化・簡素化、事業成長への経営資源の集中の実現に向けた最適な経営体制の構築に取り組んでいく方針です。

なお、本書提出日現在において、対象者の取締役7名のうち公開買付者の出身者が1名、公開買付者の従業員を兼務している者が1名おります。本取引後の対象者の経営体制については、本公開買付けの成立後、対象者の現在の経営体制を尊重しつつ、双方の企業価値を更に向上させる観点から公開買付者及び対象者との間で協議を行い決定していく予定であり、現時点で具体的に決定又は合意している事項はなく、また、対象者との間で対象者の経営体制に関して交渉は行っておりませんが、公開買付者としては、公開買付者から1名以上の取締役を派遣することを想定しています。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において、対象者は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当いたしません。もっとも、公開買付者は、対象者株式を770,000株(所有割合:32.75%)所有することにより対象者を持分法適用関連会社としており、対象者の第二位の株主であるアルインコとの間で本応募契約を締結していること、対象者の取締役7名のうち公開買付者の出身者が1名、公開買付者の従業員を兼務している者が1名存在すること、本公開買付けの結果、公開買付者が対象者の支配株主となった場合、本公開買付け後に予定されている本スクイーズアウト手続は、支配株主による従属会社の買収に該当するところ、本取引はこれらを一連の取引として行うものであることを踏まえ、本取引の公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避すべく、公開買付者及び対象者は以下の措置を講じております。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、797,400株(所有割合:33.92%)を買付予定数の下限として設定しており、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主が所有する対象者株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」(対象者第2四半期報告書に記載された2023年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(2,378,740株)から、対象者第2四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(27,647株)及び公開買付者が所有する本書提出日現在の対象者株式数(770,000株)を控除した株式数(1,581,093株)に係る議決権の数(15,810個)の過半数に相当する数(7,906個)に相当する対象者株式数(790,600株)を上回るものとなります。

また、以下の記載のうち、対象者において実施した措置に関する記載については、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者、旭化成及び対象者並びにアルインコから独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、みずほ証券は、公開買付者、旭化成及び対象者並びにアルインコの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。また、公開買付者は、本「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の措置の実施を通じて、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えられることから、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

公開買付者がみずほ証券から取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)の概要については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」及び「算定の経緯」をご参照ください。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会における意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付者、旭化成及び対象者から独立した第三者算定機関としてAGSコンサルティングに対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2023年12月13日に対象者株式価値算定書を取得したとのことです。

なお、AGSコンサルティングは、公開買付者、旭化成及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。本特別委員会において、AGSコンサルティングの独立性及び専門性に問題がないことが確認されているとのことです。また、本取引に係るAGSコンサルティングによる対象者へのフィナンシャル・アドバイザー業務及び株式価値算定業務に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているとのことです。対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に対象者に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系によりAGSコンサルティングを対象者のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しているとのことです。

AGSコンサルティングは、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値算定に当たり採用すべき算定手法を検討した上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、対象者の将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を用いてそれぞれ株式価値の算定を行ったとのことです。なお、対象者は、本「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、公開買付者及び対象者において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施していることから、AGSコンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

市場株価法：529円から546円

DCF法：559円から909円

市場株価法では、本公開買付けの公表日の前営業日である2023年12月13日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日の終値529円、同日までの過去1か月の終値の単純平均値534円、同日までの過去3か月間の終値の単純平均値546円、同日までの過去6か月間の終値の単純平均値543円を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を529円から546円までと算定しているとのことです。

DCF法では、対象者が作成した対象者の2024年3月期から2028年3月期までの事業計画(以下「本事業計画」といいます。)における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2024年3月期第3四半期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことにより対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を559円から909円までと算定しているとのことです。

なお、本事業計画には大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれており、具体的には、2025年3月期においては、仮設機材事業における内製から外注化の推進、機材センターの集約による地代家賃の減少等のコスト削減を主因として営業利益が前事業年度比112百万円、それに加え、前事業年度比で設備投資を抑制することを要因にフリー・キャッシュ・フローが前事業年度比281百万円増加することを見込んでいるとのことです。2026年3月期は、仮設機材事業における更なる外注化比率の向上による製造原価の減少等を主因として、営業利益が前事業年度比94百万円、フリー・キャッシュ・フローが前事業年度比105百万円増加することを見込んでいるとのことです。2028年3月期は、継続した設備投資の抑制による減価償却費の減少を主因として、営業利益が前事業年度比107百万円増加することを見込んでいるとのことです。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジーについては、対象者が上場廃止になることによる上場維持費用の削減を除き、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味していないとのことです。

(注) AGSコンサルティングは、対象者株式の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、対象者の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含むとのことです。)に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。加えて、対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。ただし、AGSコンサルティングは、算定の基礎とした本事業計画について、複数回に亘って対象者と質疑応答を行い、その作成経緯、内容及び対象者の現状を把握した上で、それらに不合理な点がないかという観点から、本事業計画の合理性を確認しているとのことです。

なお、AGSコンサルティングがDCF法の算定の前提とした本事業計画は、対象者が2023年6月に公表した本中期経営計画における各事業年度の計画数値を上回る内容となっておりますが、この点について、本特別委員会において審議がなされており、下記「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本中期経営計画における計画数値は、対象者が本中期経営計画以前に策定・公表した3度の中期経営計画がいずれも未達であった実績に鑑み、達成確度が高いと見込まれる保守的な水準として設定したものであるため、対象者は、AGSコンサルティングが対象者株式の価値算定を行うにあたり再策定する本事業計画では、足元の市況を踏まえ、努力要素を十分に織り込んだ上で実現可能性を見込むことができる水準に設定することが適切であると判断したとのことです。本事業計画は、作成経緯に関して対象者から本特別委員会に対して詳細な説明を行い、作成の前提、内容等について質疑応答を行った上で、その合理性について本特別委員会の確認及び承認を受けたものであり、本中期経営計画における財務数値と本事業計画に差異が生じていることに関しては、本特別委員会としても、合理的であると判断しているとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る対象者取締役会の意思決定に慎重を期し、その公正性及び適正性を確保するために、公開買付者、旭化成及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして選任した岩田合同法律事務所から、2023年9月上旬以降、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。なお、岩田合同法律事務所は、公開買付者、旭化成及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

また、本特別委員会において、岩田合同法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことが確認されているとのことです。同事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2023年9月1日の取締役会において、企業価値の向上及び少数株主の利益の確保を図る観点から、本取引の是非や取引条件の妥当性についての交渉及び判断が行われる過程全般にわたってその公正性を担保するため、公開買付者、旭化成及び対象者から独立性を有する委員の3名(対象者の社外取締役(監査等委員)兼独立役員である岡本直也氏(弁護士)、対象者の社外取締役(監査等委員)兼独立役員である実野現氏(弁護士)、外部有識者である座間陽一郎氏(公認会計士・税理士、座間会計事務所 代表))から構成される本特別委員会を設置することを決議したとのことです(なお、本特別委員会の委員は、設置当初から変更しておらず、また、委員の互選により、本特別委員会の委員長として岡本直也氏を選定しているとのことです。)。なお、対象者は、座間陽一郎氏が公認会計士・税理士として本取引と同様の種類の取引につき豊富な経験を有していることを理由として、外部有識者としての就任を依頼しているとのことです。また、本特別委員会の各委員の報酬は、本取引の成否に係わらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

対象者は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、()本取引の目的の正当性・妥当性(本取引が対象者の企業価値の向上に資するかを含む。)、()本公開買付価格を含む本取引の取引条件の公正性・妥当性、()本取引に係る手続の公正性、()本取引を行うことが対象者の少数株主にとって不利益でないと考えられるか、及び、()上記()乃至()を踏まえ、対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決定することの是非を諮問し(以下()乃至()の事項を「本諮問事項」といいます。)、本諮問事項についての答申書を対象者取締役会に提出することを委嘱したとのことです。また、併せて、対象者は、本特別委員会に対して、(a)対象者が公開買付者との間で行う交渉の過程に実質的に関与する権限(必要に応じて、公開買付者との交渉方針に関して指示又は要請を行うこと、及び、自ら公開買付者と交渉を行うことを含む。)、(b)本取引に関して、必要に応じて、本特別委員会が自ら財務若しくは法務等のアドバイザーを選任し(この場合の費用は対象者が負担する。)、又は、対象者が選任するアドバイザーを指名若しくは承認(事後承認を含む。))し、専門的助言を求める権限、並びに、(c)対象者の役職員に対して、本特別委員会への出席を要求し、また、本諮問事項の検討及び判断に必要な情報の提供を要求する権限の各権限を付与しているとのことです。更に、本取引に関する対象者取締役会の意思決定は、上記委嘱に基づく本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行われるものとし、特に本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断したときには、対象者取締役会は当該取引条件による本取引に賛同しないものとするを決議したとのことです。

本特別委員会は、2023年9月14日より2023年12月13日まで合計11回にわたって開催されたほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項について、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、慎重に検討及び協議を行ったとのことです。

具体的には、まず、2023年9月14日開催の第1回特別委員会において、対象者のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGSコンサルティング並びにリーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれ、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関並びにリーガル・アドバイザーとして承認し、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認したとのことです。

更に、本特別委員会は、対象者が社内に構築した本取引の検討体制(本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。)に、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認しているとのことです。

その上で、本特別委員会は、(a)対象者から、対象者の事業の状況、事業環境、経営課題、本取引の対象者事業に与える影響等について説明を受けるとともに、対象者に対して、本取引が対象者に与える影響等について質問状を送付し、これに対して書面で回答を得た上で、質疑応答を実施したとのことです。また、(b)公開買付者に対しても、対象者の事業の状況、事業環境、経営課題を含む本取引の背景・経緯・本取引によって創出が見込まれるシナジー効果の有無を含む本取引の意義・目的・本取引後の経営方針等について質問状を送付し、これに対して書面で回答を得た上で、質疑応答を実施しているとのことです。更に、(c)対象者から、本事業計画について説明を受け、質疑応答を行った上で本事業計画の合理性について確認・承認し、AGSコンサルティングからも、対象者株式価値算定書の内容、方法等について説明を受け、質疑応答を実施し、(d)岩田合同法律事務所からは、本取引の手續面における公正性を担保するための措置並びに本取引に係る対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について説明を受け、これらの事項について質疑応答を実施しているとのことです。加えて、(e)提出された本取引に係る関連資料等により、本取引に関する情報収集が行われ、これらの情報も踏まえて本諮問事項について慎重に協議・検討を行っているとのことです。また、本特別委員会は、対象者から、公開買付者と対象者との間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適宜に報告を受けた上で、公開買付者から本公開買付価格について最終的な提案を受けるまで、複数回に亘り対象者との間での交渉の方針等について協議を行い、対象者に対して指示又は要請を行う等して、公開買付者との交渉過程に実質的に関与しているとのことです。

本特別委員会は、このように本諮問事項について慎重に検討・協議した結果、2023年12月14日に、対象者の取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しているとのことです。

(a) 本取引の目的の正当性・妥当性

公開買付者によれば、本取引の目的は、対象者との資本関係を更に強化し、これまで以上の一体化した経営を行うことにより、協業体制の構築や経営資源・ノウハウの最大化、意思決定の迅速化・簡素化、事業成長への経営資源の集中を図り、対象者の収益力の向上と成長を実現することにあるとのことである。他方、対象者は、現在の対象者の公開買付者との取引関係等を踏まえると、現在の資本構造を維持しつつ対象者単独での上場維持を目指すよりも、本取引により公開買付者の完全子会社となることで、公開買付者グループとのより一層の連携強化や対外信用力の強化を図る方が、対象者の企業価値の向上に資すると考えている。

対象者は、公開買付者が販売する新築住宅に使用する鉄骨部材について、公開買付者の完全子会社である旭化成住工から材料の供給を受け、製造業務を受託している。この点、本取引により対象者が公開買付者の完全子会社となることで、少数株主が存在する中では一定の制限があった公開買付者と対象者との間の更なる連携強化が可能となり、また、公開買付者グループと一体感を持った迅速な意思決定が可能となる結果、公開買付者が展開する住宅事業における部材供給のサプライチェーンに関し、より一層の協業の推進を行うことができ、対象者の収益力の向上に繋がるものと考えられる。

また、対象者が展開する仮設機材事業に関しても、対象者が公開買付者の完全子会社となることで、公開買付者と対象者との間の更なる連携強化及び公開買付者グループと一体感を持った迅速な意思決定が可能となる結果、建設事業を展開する公開買付者グループとの間で、より一層の協業の推進(例えば、対象者と公開買付者グループとの間における仮設機材の共同開発の推進等)が可能となり、対象者の収益力の向上に繋がるものと考えられる。

したがって、本取引の実行により、対象者と公開買付者グループとの協業体制をより一層強化することができ、対象者の収益力を向上させることが可能となり、本取引の目的が達成されることが期待できるものと評価できる。

また、本取引により対象者が公開買付者の完全子会社となることで、公開買付者との間での製造情報の一元化による事務作業の効率化や、教育体制の充実による管理面を含めた製造ノウハウの共有化を進めること等により、対象者の経営課題である品質の安定及び労働安全衛生の改善を図ることができると考えられる。さらには、対象者は、運転資金を調達する手段として、主として金融機関からの借入れを利用しているところ、公開買付者の完全親会社である旭化成が一元管理を行うグループファイナンス(CMS)の活用による財務的な支援や信用力の補完を受けることが可能となると考えられる。

以上の各事項等により、本取引の実行により対象者が公開買付者の完全子会社になることで、対象者の収益基盤・事業基盤が強化され、対象者の中長期的な企業価値の最大化が図られると考えられる。

その一方で、本取引により生じ得るデメリットとして、本取引により対象者が上場廃止することに伴う資金又は資本調達や社会的信用力や人材採用力への影響が想定される。もっとも、前記のとおり、本取引により対象者が公開買付者の完全子会社となることで、公開買付者の完全親会社である旭化成が行うグループファイナンス(CMS)の利用により資金調達が可能となるとともに、公開買付者の完全親会社である旭化成は、上場会社であり高い社会的信用及び認知度を有していると考えられることから、本取引により対象者が上場廃止したとしても対外的な信用力を補完することが可能であり、むしろ社会的信用力や人材採用力の更なる維持・向上が図られるともいえ、本取引によるデメリットは、仮に存在するとしても、本取引の実行にあたり特段の支障にはならないと評価できる。

これらに加えて、公開買付者においては、本取引の実行後、対象者の住宅鉄骨事業及び仮設機材事業のいずれについても原則として継続することを予定し、現在の対象者の従業員の雇用及び処遇を原則として維持することを想定しており、また、対象者との間でグループ人材育成プログラムの相互利用を可能とする体制の構築等も検討しているとのことであることを踏まえると、公開買付者は、対象者の従業員の取扱いについて対象者の企業価値の維持・向上の観点から適切な方針を有しているといえることや、本取引と同様の効果を生じさせることが期待できる本取引以外の代替手段は想定されないと考えられることをも踏まえると、本公開買付けを含む本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであり、その目的は正当性・妥当性を有すると認められる。

(b) 本取引の取引条件の公正性・妥当性

対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付者、旭化成、及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGSコンサルティングに対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、対象者株式価値算定書を取得した。

本公開買付価格の公正性・妥当性の前提として、対象者株式価値算定書の信頼性について検討すると、まず、AGSコンサルティングによる対象者株式の1株当たりの株式価値の各算定方法は、いずれも一般的な算定方法と認められる。また、AGSコンサルティングがそれぞれの算定方法を採用した理由についても、不合理な点は認められない。当該各算定方法に基づく算定結果は、経験豊富な第三者算定機関であるAGSコンサルティングにより算定されたものであり、対象者株式の1株当たりの株式価値の算定結果にも不合理な点は認められない。さらに、上記算定方法及びその結果の前提となる財務予測や前提条件等についても、いずれも不合理な点は認められない。

上記算定の基礎となる本事業計画については、対象者が2023年6月に公表した本中期経営計画における各事業年度の計画数値を上回る内容となっているとのことであるが、その理由としては、本中期経営計画における計画数値は、対象者が本中期経営計画以前に策定・公表した3度の中期経営計画がいずれも未達であった実績に鑑み、達成確度が高いと見込まれる保守的な水準として設定したものであるため、対象者は、AGSコンサルティングが対象者株式の価値算定を行うにあたり再策定する本事業計画では、足元の市況を踏まえ、努力要素を十分に織り込んだ上で実現可能性を見込むことができる水準に設定することが適切であると判断し、本事業計画を再策定したとのことである。また、本事業計画について、AGSコンサルティングは、複数回に亘って対象者と質疑応答を行い、その作成経緯、内容及び対象者の現状を把握した上で、それらに不合理な点がないかという観点から、本事業計画の合理性を確認しているとのことである。これらを踏まえ、本特別委員会は、複数回にわたり委員会会合を開催し、本事業計画の作成について、対象者担当者に対して直接ヒアリングを行い、その内容・根拠、作成経緯・過程等について確認の上、AGSコンサルティングの助言を受けつつ慎重に審議・検討した結果、本事業計画の客観性又は合理性を疑わせる事情は認められず、適切に作成されたものであることが確認できたことから、本特別委員会として、本事業計画は合理的と評価できる事業計画であり、本事業計画を前提として対象者株式の価値算定を行うこと及び本事業計画を公開買付者に提出することを承認した。以上より、対象者株式価値算定書には信頼性が認められると評価できる。

本公開買付価格である750円は、上記のとおり信頼性の認められる対象者株式価値算定書における市場株価法による算定結果のレンジの上限を上回っており、また、対象者株式価値算定書におけるDCF法による算定結果のレンジの中央値を超える金額でもあることからすれば、本公開買付価格は対象者株式価値算定書における株式価値算定の結果との関係で妥当な範囲内にあると評価できる。

なお、本公開買付価格である750円は、対象者の2023年9月30日現在の簿価純資産額である2,555百万円を自己株式控除後の発行済株式総数(2,351,093株)で割ることにより算出した1株当たり簿価純資産1,087円を下回っているが、この点について、対象者は、純資産は将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である対象者の企業価値算定において重視することは合理的でないこと、仮に対象者が清算する場合、簿価純資産額がそのまま換価されるものではなく、即時・一括の売却が困難と考えられる汎用性の乏しい製造工場や、本社、支店及び機材センターの各建屋等は建築後相当程度の年月が経過し老朽化していることを踏まえると帳簿価額での売却が困難であり、更地にした上での売却が必要であることが見込まれること、製造工程の製品や仕掛品、原材料・貯蔵品の換価額は、スクラップ価値を基準としたものとなり、相当程度の毀損が見込まれること、企業の清算に伴い、従業員に対する割増退職金及び弁護士費用等の相当程度の追加コストの発生も見込まれること等に鑑みると、対象者の清算価値は、現実的には簿価純資産額から相当程度に毀損された金額となることが想定され、1株当たり簿価純資産が対象者株式の公正価値の最低価格となるという考え方は採用し難いと考えている。この点、以上の対象者の説明に不合理な点は認められず、本公開買付価格である750円が、1株当たり簿価純資産1,087円を下回っていることをもって、本公開買付価格の公正性・妥当性を否定する理由にはならないと考えられる。

また、本公開買付価格のプレミアム水準は、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針 - 企業価値の向上と株主利益の確保に向けて - 」を公表した2019年6月28日以降に公表され、2023年11月14日までに成立した支配関係のない会社同士かつ完全子会社化を目的とした公開買付けの事例(ただし、MBO案件を除く。)64件におけるプレミアム水準の中央値との関係で必ずしも高い水準とは評価できないものの、上記事例における10%刻みでのプレミアム分布と比較しても、本公開買付価格のプレミアム率は同等の水準にあり、相応のプレミアムが確保されていることからすれば、本公開買付価格は、本取引のシナジーによって対象者に実現される株式価値が相当程度反映されたものであると評価できる。

そして、本公開買付価格については、2023年11月15日以降、対象者と公開買付者との間で複数回にわたる協議及び交渉が重ねられ、本特別委員会は、対象者からかかる対象者と公開買付者との間の協議及び交渉状況について逐次報告を受け、本特別委員会としての意見を表明するなどしており、本特別委員会として本公開買付価格に係る交渉過程に実質的に関与している。以上の本取引に係る交渉経過等において、透明性や公正性を疑わせるような事情も認められず、本公開買付価格は、本特別委員会が実質的に関与した上で実施された対象者と公開買付者との間の再三に亘る協議・交渉の結果として提案された価格であるとともに、公開買付者の当初提案額(対象者株式1株につき、665円)から750円と大幅に増額されたものであって、真摯な交渉によって決定された価格であると評価できる。

以上より、本取引の取引条件の公正性・妥当性は確保されていると評価できる。

また、本取引に係る本公開買付価格以外の取引条件としても、本取引のスキームは、前記のとおり本取引と同様の効果を生じさせることが期待できる本取引以外の代替手段は想定されないことに鑑みても、また、対象者の少数株主にとって適切な投資回収の機会を与えるという意味からも、合理的なものであると評価できる。そして、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日と設定する予定とのことであること、本取引の公表後に他の潜在的な買収者が対抗提案を行うことは否定されていないこと、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っていないとのこと等を踏まえると、対抗的な買付け等の機会が確保されているといえ、本取引における間接的なマーケット・チェックは相応に機能するものと評価できる。

加えて、公開買付者は、本公開買付けにおいて、797,400株(所有割合：33.92%)を買付予定数の下限として設定しており、これは、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主が所有する対象者株式の数の過半数(MoM)を上回るものとなることであるため、上記下限の設定は、実質的にMoMに相当する買付予定数の下限の設定として、本取引に係る手続の公正性を確保するものであり、公正性担保措置として有効に機能していると評価できる。

また、本取引では、公開買付者が対象者株式の全てを取得することが前提とされており、対象者の株主に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用されないこと、少数株主が本公開買付け又は本公開買付けの成立後に行われる対象者の本スクイーズアウト手続のいずれによって対価を得たとしても、本公開買付価格と同額の対価を得ることが確保されていることが、対象者プレスリリース及び意見表明報告書を始めとする開示資料において明らかにされる予定であることを踏まえれば、本取引において強圧性は排除されていると認められる。

その他、本取引に係る本公開買付価格以外の条件についても、同種・同規模の取引条件と比較して不合理なものではないと考えられ、取引条件が公正性・妥当性を欠くものとは認められない。

以上より、本取引の取引条件の公正性・妥当性は確保されていると考えられる。

(c) 本取引に係る手続の公正性

対象者は、本取引が対象者の主要株主かつ筆頭株主による持分法適用関連会社の買収に該当し、公開買付者と対象者又は対象者の少数株主との間には構造的な利益相反及び情報の非対称性の問題が存することに鑑み、本取引の公正性を担保し、対象者の企業価値の向上及び対象者の少数株主の利益の確保を目的として、取締役会決議に基づき本特別委員会を設置した。本特別委員会は、社外取締役2名及び社外有識者1名の合計3名で構成されており、本特別委員会の委員はいずれも公開買付者、旭化成、及び対象者から独立している。

以上に加え、対象者は、本特別委員会の設置を決議した取締役会において、本特別委員会に対して本諮問事項に対する答申を依頼するとともに、()本取引に係る対象者取締役会の意思決定については本特別委員会の答申内容を最大限尊重して行うこと、及び、()本特別委員会が本取引の実施又は取引条件が妥当でないと判断した場合には、本公開買付けに賛同しないことを決議した。さらに、本特別委員会は、対象者取締役会から、(a)対象者が公開買付者との間で行う交渉の過程に実質的に関与する権限、(b)本取引に関して、必要に応じて、本特別委員会が自ら財務若しくは法務等のアドバイザーを選任し、又は、対象者が選任するアドバイザーを指名若しくは承認し、専門的助言を求める権限、並びに、(c)対象者の役職員に対して、本特別委員会への出席を要求し、また、本諮問事項の検討及び判断に必要な情報の提供を要求する権限の各権限を付与されている。

したがって、本特別委員会は、特別委員として適格な者により構成され、適切な判断をすることが可能な設計とされており、かつ、対象者における本取引に関する意思決定に実質的に関与できる機会が確保されているといえる。

本特別委員会は、関係資料について調査・検討を行うとともに、対象者に対して、対象者の事業環境、事業計画、対象者の株価水準等、本取引の目的の合理性等及び本取引が対象者の企業価値に与える影響等について質問し、対象者より、書面による回答を受領し、回答書の内容に関する質疑応答を行った。また、公開買付者に対しても、本取引の目的、本取引後の経営方針、本取引に関する検討状況等について質問し、公開買付者より、書面による回答を受領し、回答書の内容に関する質疑応答を行った。さらに、本特別委員会は、対象者のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGSコンサルティングから、本取引の内容及び進捗状況等、株式価値算定の内容等、公開買付者との間の協議・交渉等の状況に関して説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、対象者のリーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所から、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る本特別委員会の審議の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受け、これらの点に関する質疑応答を行った。

以上のとおり、本特別委員会は、特別委員として適格な者により構成され、適切な判断をすることが可能な設計とされており、かつ、対象者における本取引に関する意思決定に実質的に関与できる機会が確保されている上に、実際にも、本特別委員会における審議は慎重かつ適切に行われ、本特別委員会として本取引の交渉過程に実質的に関与していたものといえることから、本特別委員会の設置及び審議等については、本取引に係る手続の公正性を確保するものであり、公正性担保措置として有効に機能していると評価できる。

本公開買付けにおいて、対象者は、岩田合同法律事務所から受けた法的助言、AGSコンサルティングから受けた財務的見地からの助言、並びにAGSコンサルティングから提出を受けた対象者株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討を行っている。

対象者は、公開買付者による対象者に対するデュー・ディリジェンスへの対応、本事業計画の検討及び作成、本取引後の対象者の経営方針の検討といった対象者における本取引の検討、交渉及び判断に関しては、取締役1名及び従業員2名から構成されるプロジェクトチームを設置し、当該メンバーの選定においては、旭化成及び公開買付者を含む公開買付者グループ(対象者を除く。)の役職員を兼任・兼務する又は過去これらの役職員であった対象者の役職員が含まれないよう留意して体制の構築を行っている。特に、対象者株式の株式価値算定の基礎となる本事業計画の策定に関しては、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGSコンサルティングの助言を受けながら、その作成に関与する役職員の独立性を含めて策定プロセスの公正性についても留意して進めている。

また、対象者の取締役のうち、城戸信介氏は公開買付者の従業員を兼務しており、加藤雅教氏は公開買付者出身者であることから、それぞれ利益相反のおそれを回避する観点から、城戸信介氏及び加藤雅教氏の2名は、当該体制からは外れており、2023年12月14日に至るまでかかる取扱いを継続しており、かつ城戸信介氏、及び加藤雅教氏の2名のいずれかが本取引に係る検討、交渉及び判断に関して当該体制に対する指示等を行った事実はない。

以上より、対象者は、公開買付者及び旭化成から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を構築しているものといえ、かかる体制は、本取引に係る手続の公正性を確保するものであり、公正性担保措置として有効に機能していると評価できる。

対象者は、本取引に関して、フィナンシャル・アドバイザーとしてAGSコンサルティングを、リーガル・アドバイザーとして岩田合同法律事務所をそれぞれ選任し、本取引の諸手続や本公開買付価格を含む本取引の条件等の公正性・妥当性を確保するため、対象者及び本特別委員会は必要かつ十分な助言を得ている。なお、いずれも、公開買付者、旭化成、及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していない。なお、本取引に係るAGSコンサルティングに対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているが、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合であっても対象者に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるものではないと認められる。また、岩田合同法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないことから、かかる報酬体系が岩田合同法律事務所の独立性の判断等に影響を与えるものではないと考えられる。したがって、AGSコンサルティング及び岩田合同法律事務所の選任及びこれらによる助言は、本取引に係る手続の公正性を確保するものであり、公正性担保措置として有効に機能していると評価できる。

本取引では、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日と設定する予定とのことであり、本取引の公表後に他の潜在的な買収者が対抗提案を行うことは否定されていない。また、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っていないとのことである。これらを踏まえると、対抗的な買付け等の機会が確保されているといえ、本取引における間接的なマーケット・チェックは相応に機能するものと評価できる。

以上に加え、本取引では、対象者の少数株主が本取引について評価・判断するにあたり、適切な情報が提供される予定であることや、本公開買付けにおける買付予定数の下限については、上記下限を満たす場合、実質的に本応募契約の対象となる株式を含め発行済株式の過半数の応募があることにもなることから、上記下限の設定は、実質的にMoMに相当する買付予定数の下限の設定として、本取引に係る手続の公正性を確保するものであり、公正性担保措置として有効に機能していると評価できること、本取引では、少数株主が本公開買付け又は本公開買付けの成立後に行われる対象者の本スクイズアウト手続のいずれによって対価を得たとしても、本公開買付価格と同額の対価を得ることが確保されていることが、対象者プレスリリース及び意見表明報告書を始めとする開示資料において明らかにされる予定であることを踏まえれば、本取引において強圧性は排除されていると認められる。

以上により、本取引においては、各公正性担保措置が講じられており、本取引に係る手続の公正性は確保されていると考えられる。

(d) 本取引を行うことが対象者の少数株主にとって不利益でないと考えられるか

前記のとおり、本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであり、その目的は正当性・妥当性を有すると認められること、本公開買付けにおける公開買付価格を含め、本取引の取引条件の公正性・妥当性は確保されていると考えられること、本取引に係る手続の公正性は確保されていると考えられることからすると、本取引を行うことは対象者の少数株主にとって不利益ではないと考えられる。

(e) 対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決定することの是非

前記のとおり、本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであり、その目的は正当性・妥当性を有すると認められること、本公開買付けにおける公開買付価格を含め、本取引の取引条件の公正性・妥当性は確保されていると考えられること、本取引に係る手続の公正性は確保されていると考えられること、本取引を行うことは対象者の少数株主にとって不利益ではないと考えられることからすると、対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決定することは妥当であると考えられる。

対象者における独立した検討体制の構築

対象者プレスリリースによれば、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、2023年9月上旬に、岩田合同法律事務所から受けた本取引に関する意思決定の過程、方法その他の本取引に関する意思決定に関する留意点等についての法的助言を踏まえ、公開買付者から独立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の株主共同の利益の確保の観点から、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始したとのことです。

具体的には、対象者は、本特別委員会の指示を受け、公開買付者による対象者に対するデュー・ディリジェンスへの対応、本事業計画の検討及び作成、本取引後の対象者の経営方針の検討といった対象者における本取引の検討、交渉及び判断に関しては、取締役1名及び従業員2名から構成されるプロジェクトチームを設置し、当該メンバーの選定においては、旭化成及び公開買付者を含む公開買付者グループ(対象者を除きます。)の役職員を兼任・兼務する又は過去これらの役職員であった対象者の役職員が含まれないよう留意して体制の構築を行ったとのことです。とりわけ、対象者株式の株式価値算定の基礎となる本事業計画の策定に関しては、フィナンシャル・アドバイザーであるAGSコンサルティングの助言を受けながら、その作成に関与する役職員の独立性を含めて策定プロセスの公正性についても本特別委員会の確認を受けながら進めているとのことです。

また、下記「対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」に記載の理由から、城戸信介氏及び加藤雅教氏の2名は、当該体制からは外れており、2023年12月14日に至るまでかかる取扱いを継続しており、かつ城戸信介氏、及び加藤雅教氏の2名のいずれかが本取引に係る検討、交渉及び判断に関して当該体制に対する指示等を行った事実はないとのことです。

これらの取扱いを含めて、対象者における本取引の検討体制(本取引の検討、交渉及び判断に関する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。)の構築に際しては岩田合同法律事務所の助言を踏まえており、かつ、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会から承認を得ているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2023年12月14日開催の取締役会において、対象者の取締役7名のうち、城戸信介氏及び加藤雅教氏の2名を除く利害関係を有しない取締役5名全員が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員の一致により、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

当該取締役会においては、対象者の取締役のうち、城戸信介氏は公開買付者の従業員を兼務しており、加藤雅教氏は公開買付者出身者であることから、それぞれ利益相反のおそれを回避する観点から、審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉に参加していないとのことです。

取引保護条項の不存在

公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

公開買付者は、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、()本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、対象者株式の全ての株式売渡請求をすること又は株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を対象者に要請することを予定しており、対象者の株主の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、()株式売渡請求又は株式併合をする際に、対象者の株主の皆様(公開買付者及び対象者を除きます。)に対価として交付される金銭は本公開買付け価格に当該各株主の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一になるように算定されることを明らかにしていることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しております。

また、公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けに係る公開買付期間(以下「公開買付期間」といいます。)を30営業日に設定しております。このように公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しております。

「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」を達成する買付予定数の下限の設定

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて、797,400株(所有割合:33.92%)を買付予定数の下限として設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。かかる買付予定数の下限(797,400株)は、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主が所有する対象者株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」(対象者第2四半期報告書に記載された2023年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(2,378,740株)から、対象者第2四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(27,647株)及び公開買付者が所有する本書提出日現在の対象者株式数(770,000株)を控除した株式数(1,581,093株)に係る議決権の数(15,810個)の過半数に相当する数(7,906個)に相当する対象者株式数(790,600株)を上回るものとなります。

このように、公開買付者は、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主から過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととし、対象者の少数株主の皆様の意思を重視した買付予定数の下限の設定を行っております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本取引の一環として、本公開買付けを実施いたします。また、本公開買付けにより対象者株式の全て(ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、以下の方法により、本スクイズアウト手続を実施することを予定しております。

株式売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する対象者株式に係る議決権の数の合計が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の全員に対し、その所有する対象者株式の全てを売り渡すことを請求(以下「株式売渡請求」といいます。)する予定です。株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して株式売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、対象者の株主全員(公開買付者及び対象者を除きます。)から、その所有する対象者株式の全てを取得します。そして、当該各株主の所有していた対象者株式1株当たりの対価として、公開買付者は、当該各株主に対し、本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者より株式売渡請求をしようとする旨及び会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者の取締役会において、かかる株式売渡請求を承認する予定とのことです。

株式売渡請求に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法の規定として、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)は、裁判所に対して、その所有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、当該申立てがなされた場合の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

株式併合

本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する対象者株式に係る議決権の数の合計が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者は、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合(以下「株式併合」といいます。)を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。また、本書提出日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2024年4月上旬頃を予定しています。

本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。株式併合をすることにより、株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定めに従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格について、公開買付者は、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを、対象者に要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者のみが対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合がなされた場合であつて、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。なお、当該申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記及びの各手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主に交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本スクイズアウト手続が実行された場合、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、2023年12月14日付で、アルインコとの間で、本応募契約を締結しております。当該応募について、充足される必要のある前提条件はございません。なお、アルインコは、公開買付期間中に、本公開買付けより高い買付価格による対抗的公開買付け(以下「対抗的公開買付け」といいます。)が実施された場合、公開買付者による本公開買付けへの応募を撤回し、対抗的公開買付けへ応募することができるものとされています。ただし、アルインコは、本公開買付けへの応募を撤回し、対抗的公開買付けへの応募をしようとする場合、公開買付者に対して、アルインコが本公開買付けに応募することがアルインコの取締役の善管注意義務違反を構成する可能性があることを示す外部弁護士の意見書を提示するものとされています。また、本応募契約以外に、公開買付者とアルインコとの間で、本公開買付けに係る合意は存在せず、また、本公開買付けの支払いを除き、本取引に際して、公開買付者及び対象者からアルインコに対し付与される利益はありません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	2023年12月15日(金曜日)から2024年2月1日(木曜日)まで(30営業日)
公告日	2023年12月15日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(注) 令第8条第1項及び行政機関の休日に関する法律第1条第1項第3号に基づき2023年12月29日は、行政機関の休日となるため、公開買付期間に算入しておりませんが、下記「7 応募及び契約の解除の方法」に記載の方法に従った公開買付代理人による本公開買付けに応募する株主(以下「応募株主等」といいます。)からの応募の受け付けは、公開買付期間に算入されていない2023年12月29日にも行われます。

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき 金750円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者、旭化成及び対象者並びにアルインコから独立した第三者算定機関として、フィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、本株式価値算定書を参考にしました。また、公開買付者は、上記「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の措置の実施を通じて、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えられることから、みずほ証券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。なお、みずほ証券は、公開買付者、旭化成及び対象者並びにアルインコの関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。</p> <p>みずほ証券は、対象者の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書、2023年12月13日を基準日とする対象者株式の終値529円、同日までの過去1ヶ月間の市場株価の終値単純平均値534円、3ヶ月間の市場株価の終値単純平均値546円、6ヶ月間の市場株価の終値単純平均値543円等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、複数の株式価値算定手法の中から採用すべき算定手法を検討した結果、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて対象者株式の価値算定を行いました。上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価基準法：529円から546円 DCF法：552円から1,047円</p> <p>市場株価基準法では、2023年12月13日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日終値(529円)、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値(534円)、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値(546円)及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値(543円)を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を529円から546円と算定しております。</p> <p>DCF法では、対象者から提供を受けた事業計画(2024年3月期から2028年3月期までの5年間)を基礎とし、直近までの業績の動向、公開買付者が2023年8月下旬から同年11月上旬まで対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、一般に公開された情報等の諸要素を考慮して公開買付者において調整を行った対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が2024年3月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を552円から1,047円と算定しております。なお、当該事業計画は、本取引の実行を前提としておりません。また、上記DCF法の算定の基礎となる対象者の事業計画については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれており、具体的には2025年3月期においては、仮設機材事業における内製から外注化の推進、機材センターの集約による地代家賃の減少等のコスト削減を主因として営業利益は前事業年度比で102%以上となる増加を見込み、それに加え、前事業年度比で設備投資を抑制することを要因にフリー・キャッシュ・フローは前事業年度比黒字化することを見込んでおります。2026年3月期は、仮設機材事業における更なる外注化比率の向上による製造原価の減少等を主因として、営業利益が前事業年度比で41%以上増加、フリー・キャッシュ・フローが前事業年度比で33%以上増加することを見込んでおります。2028年3月期は、継続した設備投資の抑制による減価償却費の減少を主因として、営業利益が前事業年度比で36%以上増加することを見込んでおります。</p>

	<p>公開買付者は、みずほ証券から取得した本株式価値算定書に加え、2023年8月下旬から同年11月上旬まで対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の有無及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果を踏まえ、最終的に2023年12月14日、本公開買付価格を750円とすることを決定いたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格である750円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2023年12月13日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値529円に対して41.78%、2023年12月13日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値534円に対して40.45%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値546円に対して37.36%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値543円に対して38.12%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。</p> <p>また、本公開買付価格である750円は、本書提出日の前営業日である2023年12月14日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値528円に対して42.05%のプレミアムを加えた価格となります。</p>
算定の経緯	<p>公開買付者は、2023年4月上旬に本取引の本格的な検討を開始し、2023年7月上旬、公開買付者、旭化成及び対象者並びにアルインコから独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券を、2023年7月上旬には法務アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業をそれぞれ選任しました。その後、公開買付者は、2023年7月24日、対象者に対して、公開買付者の社内で本取引の検討を開始した旨及び本取引について具体的に協議を開始したい旨を伝達し、2023年7月27日、対象者から協議に応じる旨の回答を得ました。これを受け、公開買付者は、2023年8月26日、本取引の背景及び目的、想定されるシナジー及びスケジュールを記載した本意向表明書を対象者に対して提出しました。これに対して、公開買付者は、2023年9月1日、対象者より、適切な社内検討体制の整備を含め、公正性担保措置を講じた上で正式な検討を開始する旨の回答を受けました。そして、公開買付者は、2023年8月下旬から2023年11月上旬まで対象者に対してデュー・ディリジェンスを実施するとともに、2023年11月15日には、対象者が設置した本特別委員会に対して、本取引の意義・目的、本取引の概要について説明を行うとともに、本特別委員会からの質疑に対する回答を行いました。</p>

また、2023年11月中旬以降は、本公開買付価格について協議を重ねてまいりました。具体的には、2023年11月15日、公開買付者は対象者に対して、デュー・ディリジェンスによって開示された対象者の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書、2023年11月14日時点の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値、同日までの過去1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の市場株価の終値の単純平均値、対象者より受領した2024年3月期から2028年3月期までの事業計画を基礎とし、公開買付者において一定の調整を行った収益予測を前提として算定したみずほ証券による株式価値試算結果及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、本公開買付価格を665円(2023年11月14日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値532円に対して25.00%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値542円に対して22.69%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値557円に対して19.39%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値541円に対して22.92%のプレミアムを加えた価格)とすることを提案しました。これに対し、2023年11月20日、公開買付者は、対象者より、公開買付者、旭化成及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGSコンサルティングによる対象者株式の株式価値の試算結果、過去に公表された類似事例のプレミアム水準等を踏まえ、当該提案価格について本特別委員会とともに検討し、当該提案価格は、対象者の企業価値を適切に反映したものではなく、対象者の少数株主の利益保護の観点から不十分であると考えたとのことから、本公開買付価格の再考を要請されました。これを受け公開買付者にて再度検討を行い、2023年11月22日、本公開買付価格を705円(2023年11月21日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値530円に対して33.02%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値539円に対して30.80%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値556円に対して26.80%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値541円に対して30.31%プレミアムを加えた価格。)とすることを再提案しました。2023年11月27日、公開買付者は、対象者より、AGSコンサルティングによる対象者株式の株式価値の試算結果、過去に公表された類似事例のプレミアム水準、一般株主による対象者株式の推定取得価額、対象者株式の市場株価の水準(PBR(株価純資産倍率)の水準を含みます。)等を踏まえ、2023年11月22日に提案された本公開買付価格は、依然として対象者の企業価値を適切に反映したものではなく、対象者の少数株主の利益保護の観点から不十分であると考えたとのことから、本公開買付価格の更なる引き上げ及び公開買付者から提案する本公開買付価格の設定根拠を示すよう要請されました。公開買付者は、対象者からのかかる要請について改めて真摯に検討し、2023年11月29日、本公開買付価格を740円(2023年11月28日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値539円に対して37.29%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値537円に対して37.80%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値556円に対して33.09%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値541円に対して36.78%プレミアムを加えた価格。)とすることを再提案しました。また、公開買付者は、提案する本公開買付価格が、対象者より受領した事業計画に対し、公開買付者にて一定の調整を加えた事業計画を用い算出したDCF法に基づくみずほ証券による試算結果に鑑みれば、十分に魅力的な提案であると判断しており、また、一般株主の取得株価にかかる分析を踏まえても十分な価格及びプレミアム率であると認識している旨の説明も行いました。これに対して、2023年12月4日、公開買付者は、対象者より、AGSコンサルティングによる対象者株式の株式価値の試算結果、過去に公表された類似事例のプレミアム水準、一般株主による対象者株式の推定取得価額、対象者株式の市場株価の水準(PBR(株価純資産倍率)の水準を含みます。)等を踏まえ、2023年11月29日に提案された本公開買付価格について本特別委員会とともに慎重に検討した上で、当該提案価格は、対象者の少数株主の利益への配慮という観点から、相当程度の配慮をしているものと捉えているものの、本取引の実行によるシナジーを加味しておらず、将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格として十分な水準ではないこと及び対象者株式を長期間保有している株主の利益に対しても最大限の配慮が必要であると考えたとのことから、本公開買付価格の更なる引き上げ要請を受けました。これを受け公開買付者は、対象者からの回答を真摯に検討し、様々なステークホルダーの利益に最大限配慮する観点から、2023年12月6日、本公開買付価格を750円(2023年12月5日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値534円に対して40.45%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値537円に対して39.66%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値553円に対して35.62%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値542円に対して38.38%プレミアムを加えた価格。)とすることを再提案しました。その後、公開買付者は、2023年12月11日、対象者より、対象者の少数株主の利益への配慮を理由に、引き続き本公開買付価格の再検討を要請する旨の回答を受けましたが、2023年12月13日、当該提案価格は、公開買付者として提示可能な最大限の価格であり、これ以上の価格の引き上げには応じられないとして、改めて本公開買付価格を750円とする旨の提案を行いました。これに対し、同日付で対象者から当該最終提案を受諾する旨の回答を得ました。

また、公開買付者は、上記対象者との間の協議及び交渉と並行して、アルインコに対して2023年11月15日に本応募契約のドラフトを提示し、本取引を実施する意向がある旨を説明するとともに、本公開買付けへの応募について打診を行ったところ、同日、アルインコから本取引の趣旨に賛同し、本公開買付けへの応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。その後、公開買付者は、アルインコとの間で本公開買付けへの応募に関して協議・交渉を実施し、2023年12月14日、本公開買付価格を750円とすることを含めた本応募契約を締結しております。

以上の検討、協議及び判断を踏まえ、公開買付者は、2023年12月14日開催の取締役会において、本取引の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

算定の際に意見を聴取した第三者の名称

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者、旭化成及び対象者並びにアルインコから独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、本株式価値算定書を取得いたしました。また、公開買付者は、上記「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の措置の実施を通じて、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えられることから、みずほ証券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

なお、みずほ証券は、公開買付者、旭化成及び対象者並びにアルインコの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

当該意見の概要

みずほ証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価基準法及びDCF法を用いて、対象者の株式価値の算定を行っております。採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価基準法：529円から546円
DCF法：552円から1,047円

当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

公開買付者は、みずほ証券から取得した本株式価値算定書に加え、2023年8月下旬から同年11月上旬まで対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の有無及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果を踏まえ、最終的に2023年12月14日、本公開買付価格を750円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格である750円は、みずほ証券の市場株価基準法による算定結果(529円～546円)の上限を上回るものであり、また、DCF法による算定結果(552円～1,047円)のレンジの範囲内の価格となります。

(注) みずほ証券は、対象者の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであること、また本公開買付価格の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実のみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの正確性の検証を行っておりません。加えて、対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣による現時点での得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成され、公開買付者の経営陣がその内容を精査した上でみずほ証券による価値算定において使用することを了承したことを前提としております。また、対象者及びその関係会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。みずほ証券の算定は、2023年12月13日までの上記情報を反映したものです。

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	1,581,093(株)	797,400(株)	(株)
合計	1,581,093(株)	797,400(株)	(株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(797,400株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(797,400株)以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である1,581,093株を記載しております。これは、対象者第2四半期報告書に記載された2023年9月30日現在の発行済株式総数(2,378,740株)から、対象者第2四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(27,647株)及び本書提出日現在の公開買付者が所有する対象者株式の数(770,000株)を控除した株式数(1,581,093株)です。
- (注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	15,810
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2023年12月15日現在)(個)(d)	7,700
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2023年12月15日現在)(個)(g)	54
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(2023年9月30日現在)(個)(j)	23,348
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	67.25
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100$)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(1,581,093株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2023年12月15日現在)(個)(g)」は、特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、特別関係者が所有する株券等(対象者が所有する自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2023年12月15日現在)(個)(g)」は分子に加算しておりません。なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者が所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2023年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者第2四半期報告書に記載された2023年9月30日現在の総株主等の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第2四半期報告書に記載された2023年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(2,378,740株)から、対象者第2四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(27,647株)を控除した2,351,093株に係る議決権の数(23,510個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

(1) 【株券等の種類】

普通株式

(2) 【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対して、本公開買付けによる対象者株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)に関する計画をあらかじめ届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により、事前届出が受理された日から原則として30日(短縮される場合もあります。)を経過するまでは本株式取得を行うことができません(以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。)

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ(同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。)。上記の事前届出が行われた場合で、公正取引委員会が排除措置命令を発令しようとするときは、公正取引委員会は、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならない(同法第49条)、その意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません(同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。)、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記の事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。)内に行うこととされております(同法第10条第9項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。)をするものとされております(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号)第9条)。

公開買付者は、本株式取得に関して、2023年11月8日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、当該事前届出は同日付で受理されております。その後、公開買付者は、本株式取得に関して、公正取引委員会から取得禁止期間を30日間から8日間に短縮する旨の2023年11月16日付「禁止期間の短縮の通知書」を2023年11月16日付で受領したため、同日の経過をもって取得禁止期間は終了しております。また、公開買付者は、公正取引委員会から2023年11月16日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」を2023年11月16日付で受領したため、同日をもって措置期間が終了しております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

独占禁止法

許可等の日付 2023年11月16日(排除措置命令を行わない旨の通知及び取得禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)

許可等の番号 公経企第947号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号)
公経企第948号(取得禁止期間の短縮の通知書の番号)

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

本公開買付けに応募する際には、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。なお、オンライントレードである「みずほ証券ネット倶楽部」においては応募の受付は行いません。

本公開買付けに係る応募の受付にあたっては、応募株主等が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することはできません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は特別口座の口座管理機関に設定された特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。(注1)

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等は、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、個人番号(マイナンバー)又は法人番号及び本人確認書類(注2)が必要になるほか、ご印鑑が必要になる場合があります。

上記の応募株券等の振替手続及び上記の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注3)

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されません。

(注1) 対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振り替える手続について
対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振り替える手続を公開買付代理人経由又は特別口座の口座管理機関にて行う場合は、特別口座の口座管理機関に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は特別口座の口座管理機関にお問合せください。よろしくお願い申し上げます。

(注2) 個人番号(マイナンバー)又は法人番号及び本人確認書類の提出について
公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合、又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類等が必要となります。番号確認書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人へお問合せください。

個人株主の場合

次の表の から のいずれかの個人番号確認書類及び本人確認書類が必要になります。なお、個人番号(マイナンバー)をご提供いただけない方は、公開買付代理人であるみずほ証券株式会社にて口座開設を行うことはできません。また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している方であっても、氏名、住所、個人番号(マイナンバー)を変更する場合には個人番号確認書類及び本人確認書類が必要になります。

番号 確認 書類	個人番号カード (両面) 顔写真付き	通知カード	個人番号が記載された住民票の写し 又は 住民票記載事項証明書 (当該書類は本人確認書類の1つになります。)
+		a. 以下のいずれかの書類 1つ(顔写真付き確認書類)	a. 以下のいずれかの書類 1つ(顔写真付き確認書類)
本人 確認 書類		・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) ・在留カード ・療育手帳 ・身体障害者手帳等	・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) ・在留カード ・療育手帳 ・身体障害者手帳等
		又は	又は
		b. 以下のいずれかの書類 2つ(a.の提出が困難な場合)	b. 以下のいずれかの書類 1つ(a.の提出が困難な場合)
		・住民票の写し ・住民票の記載事項証明書 ・国民健康保険被保険者証等の各種健康保険証 ・印鑑登録証明書 ・国民年金手帳等	・国民健康保険被保険者証等の各種健康保険証 ・印鑑登録証明書 ・国民年金手帳等

- ・個人番号カード(両面)をご提出いただく場合、別途本人確認書類のご提出は不要です。
- ・通知カードは、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、個人番号確認書類としてご利用になれます。
- ・氏名、住所、生年月日の記載のあるものをご提出ください。
- ・本人確認書類は有効期限内のもの、期限の記載がない場合は6ヶ月以内に作成されたものをご提出ください。

法人株主の場合

「法人番号指定通知書」の写し、又は、国税庁法人番号公表サイトから印刷した法人番号が印刷された書面及び本人確認書類(登記事項証明書(6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの))が必要になります。なお、法人自体の本人確認書類に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認書類が必要となります。また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している法人であっても、法人名称及び所在地を変更する場合には法人番号確認書類及び本人確認書類が必要になります。

- 外国人株主の場合 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等(本人確認書類は、自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるもの(1)、法人の場合は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容の記載のあるもの(2)が必要です。また、当該本人確認書類は、自然人及び法人ともに6ヶ月以内に作成されたもの、又は有効期間若しくは期限のある書類は有効なものに限ります。)及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書の写し(3)が必要となります。
- (1) 外国に居住される日本国籍を有する株主の方は、原則として旅券(パスポート)の提出をお願いいたします。
 - (2) 法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合は、別途事業内容の確認ができる書類(居住者の本人確認書類に準じる書類又は外国の法令の規定により当該法人が作成されることとされている書類で事業内容の記載があるもの)の提出が必要です。
 - (3) 当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所地の記載のあるもの限り、常任代理人による証明年月日、常任代理人の名称、住所、代表者又は署名者の氏名及び役職が記載され、公開買付代理人の証券取引口座に係る届出印により原本証明が付されたもの。

(注3) 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)
日本の居住者である個人株主の方の場合、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
(その他みずほ証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	1,185,819,750
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	42,000,000
その他(c)	5,100,000
合計(a) + (b) + (c)	1,232,919,750

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(1,581,093株)に、本公開買付価格(750円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
計(a)	

【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
	計			

ロ 【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
	計			

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
旭化成による公開買付者からの借入金の弁済	1,500,000
計(d)	1,500,000

(注) 公開買付者は、上記の資金調達の裏付けとして、公開買付者からの借入金の残高証明書と共に、公開買付者の完全親会社である旭化成より本公開買付けに係る決済の開始日の2営業日前(同日を含みます。)までに、公開買付者からの借入金の弁済として買付資金等の金額に相当する金額を公開買付者に支払う(以下「本支払い」といいます。)ことを確約する旨の証明書を2023年12月14日付で取得しております。また、公開買付者は、旭化成が本支払いを実行するに足る十分な手元現預金を有していることを旭化成が2023年11月13日に提出した第133期第2四半期報告書に記載された2023年9月30日現在の四半期連結財務諸表により確認しております。なお、本公開買付けの成立を除き、旭化成による本支払いに関する前提条件はありません。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

1,500,000千円((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(2) 【決済の開始日】

2024年2月8日(木曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を公開買付期間末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(797,400株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(797,400株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(ただし、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。)は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	沿革
1972年11月	商号を旭化成ホームズ株式会社、本店所在地を東京都千代田区有楽町一丁目1番2号、資本金を3,000万円とする株式会社として設立
1976年12月	資本金を3億円に増資
1982年8月	資本金を8億円に増資
1988年6月	資本金を20億円に増資
1989年6月	本店所在地を東京都新宿区西新宿二丁目4番1号に移転
1995年3月	本店所在地を東京都新宿区西新宿二丁目3番1号に移転
2000年6月	旭化成スクラムハウス株式会社を合併、資本金を32億5,000万円に増資
2001年4月	広島旭化成ホームズ株式会社を合併
2003年10月	旭化成株式会社から住宅事業を分割
2008年10月	旭化成インテリア株式会社を合併
2010年4月	旭化成住宅マネジメントサポート株式会社を合併
2011年3月	本店所在地を東京都新宿区西新宿一丁目24番1号に移転
2011年10月	旭化成不動産レジデンス株式会社に不動産開発事業を分割
2015年10月	旭化成不動産レジデンス株式会社に不動産賃貸管理事業を分割
2017年3月	対象者の株式を取得し持分法適用関連会社化
2018年7月	旭化成ホームズフィナンシャル株式会社に保険代理店事業を分割
2019年1月	本店所在地を東京都千代田区神田神保町一丁目105番地に移転

【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

1. 建築、土木、造園等の工事の設計、工事監理及び請負
2. 不動産の売買、交換、賃貸及びこれらの仲介、代理
3. 不動産の保守、管理、鑑定及び不動産に関するコンサルティング
4. 都市開発に関する企画、調査、設計、監理、立案及び宅地造成
5. 鉄骨、外壁材等の建築材料及び杭工事、地盤改良工事等に用いる土木資材の製造、販売
6. 家具、室内装飾品、家庭用電化製品、厨房機器・空調設備機器・給排水設備・照明機器等の住宅設備機器、門扉・フェンス等の住宅付属設備品及び日用雑貨品の売買
7. 情報処理、情報提供サービス業並びに出版物の製作及び売買
8. コンピュータソフトウェア及び情報処理システムの開発及び売買
9. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
10. 信託業法および金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に定める業務の代理・媒介
11. 経営、経理に関する診断、指導等のコンサルティング業務
12. 金銭の貸付、債務の保証及び動産のリース業
13. 不動産特定共同事業法に基づく事業
14. 有価証券、債権の保有、売買及び仲介並びに管理
15. 不動産、有価証券等の金融資産に関する投資顧問業務
16. 介護保険法に定める指定居宅介護支援事業及び居宅介護福祉用具の売買、貸与
17. 宿泊施設、老人ホーム、飲食店及びテニス場等のスポーツ施設の経営
18. 旅行代理業
19. 廃棄物の収集、運搬、処分及び再資源化に関する事業
20. 倉庫業、貨物利用運送事業法による利用運送事業及び運送取次業務
21. 植木の管理、害虫駆除、ハウスクリーニング、家事代行などの生活サービス業務
22. 発電事業及びその管理・運営並びに電気、ガス、その他のエネルギーの供給、販売等に関する事業
23. 電気通信事業
24. 前各号に付帯又は関連する一切の業務

(事業の内容)

公開買付者は、建設業(建築工事業)及び宅地建物取引業を主な事業の内容としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

2023年12月15日現在

資本金の額	発行済株式の総数
3,250,000,000円	650,000株

【大株主】

2023年12月15日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
旭化成株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	650,000	100.00
計		650,000	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

2023年12月15日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役社長 兼社長執行役員		川畑 文俊	1958年6月3日	1982年4月 旭化成株式会社 入社 2012年4月 公開買付者 執行役員 2013年4月 公開買付者 取締役(現任) 同 常務執行役員 2017年4月 旭化成株式会社 常務執行役員 公開買付者 代表取締役社長(現任) 同 社長執行役員(現任) 2019年4月 旭化成株式会社 専務執行役員 2019年6月 旭化成株式会社 取締役 2023年6月 旭化成株式会社 副社長執行役員(現任)	
取締役 兼専務執行役員		藤澤 秀樹	1962年2月16日	1984年4月 公開買付者 入社 2016年4月 公開買付者 執行役員 2017年4月 公開買付者 取締役(現任) 同 常務執行役員 2022年4月 公開買付者 専務執行役員(現任)	
取締役 兼専務執行役員		高木 良幸	1961年2月14日	1984年4月 旭化成株式会社 入社 2016年4月 公開買付者 執行役員 2017年4月 公開買付者 取締役(現任) 同 常務執行役員 2022年4月 公開買付者 専務執行役員(現任)	
取締役 兼専務執行役員		鶴川 和豊	1963年10月30日	1986年4月 公開買付者 入社 2018年4月 公開買付者 執行役員 2020年4月 公開買付者 取締役(現任) 同 常務執行役員 2022年4月 公開買付者 専務執行役員(現任) 2023年4月 旭化成住工株式会社 代表取締役社長(現任)	
取締役 兼常務執行役員		大和久 裕二	1963年7月19日	1987年4月 旭化成株式会社 入社 2018年4月 公開買付者 執行役員 2022年4月 公開買付者 取締役(現任) 同 常務執行役員(現任)	
取締役 兼常務執行役員		高橋 謙治	1963年5月6日	1986年4月 旭化成株式会社 入社 2020年4月 公開買付者 執行役員 2021年4月 公開買付者 取締役(現任) 同 常務執行役員(現任) 2023年4月 旭化成不動産レジデンス株式会社 代表取締役社長(現任)	
取締役		山越 保正	1963年2月8日	1985年4月 旭化成株式会社 入社 2019年4月 旭化成建材株式会社 執行役員 2020年4月 旭化成建材株式会社 代表取締役社長(現任) 同 社長執行役員(現任) 公開買付者 取締役(現任)	
監査役		祝 浩憲	1961年2月6日	1985年4月 旭化成株式会社 入社 2022年6月 公開買付者 監査役(現任)	
監査役		池尻 澄雄	1962年3月19日	1986年4月 旭化成株式会社 入社 2023年6月 公開買付者 監査役(現任)	
監査役		堀 敬明	1982年11月29日	2006年4月 公開買付者 入社 2023年4月 旭化成株式会社(出向)経営企画部(現任) 2023年4月 公開買付者 監査役(現任)	
計					

(2) 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

公開買付者の第51期事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日)の財務諸表は、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号。その後の改正を含みます。)に準拠して作成しております。

2 監査証明について

公開買付者の財務諸表は監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

【貸借対照表】

2023年3月31日現在

資産の部

(単位：百万円)

流動資産		
現金預金		427
完成工事未収入金		24,681
未成工事支出金		641
材料貯蔵品		784
短期貸付金		131,951
前払費用		2,074
その他		15,324
貸倒引当金		60
流動資産合計		175,823
固定資産		
(1) 有形固定資産		
建物・構築物	32,868	
減価償却累計額	17,175	15,693
機械・運搬具	12,867	
減価償却累計額	5,144	7,723
工具器具・備品	5,880	
減価償却累計額	3,805	2,074
土地		1,168
リース資産	3,992	
減価償却累計額	3,915	78
建設仮勘定		2,835
有形固定資産合計		29,571
(2) 無形固定資産		
その他		9,570
無形固定資産合計		9,570
(3) 投資その他の資産		
投資有価証券		703
関係会社株式・関係会社出資金		95,225
長期貸付金		69
長期前払費用		3,859
繰延税金資産		15,160
その他		6,984
貸倒引当金		76
投資その他の資産合計		121,924
固定資産合計		161,065
資産合計		336,888

負債の部

流動負債

工事未払金	9,954
リース債務	35
未払金	8,024
未払費用	14,035
未払法人税等	1,265
未成工事受入金	33,326
預り金	2,089
製品保証引当金	2,766
その他	14,843
流動負債合計	86,338

固定負債

リース債務	44
退職給付引当金	36,349
その他	2,331
固定負債合計	38,724
負債合計	125,061

純資産の部

株主資本

(1) 資本金	3,250
(2) 資本剰余金	
資本準備金	1,283
資本剰余金合計	1,283
(3) 利益剰余金	
利益準備金	120
その他利益剰余金	
別途積立金	7,100
繰越利益剰余金	200,073
利益剰余金合計	207,293
株主資本合計	211,826
純資産合計	211,826
負債純資産合計	336,888

【損益計算書】

第51期事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

売上高		
完成工事高	386,775	
兼業事業売上高	23,933	410,708
売上原価		
完成工事原価	285,951	
兼業事業売上原価	17,371	303,322
売上総利益(売上総損失)		
完成工事総利益(完成工事総損失)	100,824	
兼業事業総利益(兼業事業総損失)	6,561	107,385
販売費及び一般管理費		
役員報酬	368	
従業員給料手当	25,600	
退職金	1,499	
法定福利費	3,577	
福利厚生費	550	
修繕維持費	574	
事務用品費	963	
通信交通費	1,434	
動力用水光熱費	568	
調査研究費	1,268	
広告宣伝費	9,472	
貸倒引当金繰入額	4	
貸倒損失	4	
交際費	558	
地代家賃	6,744	
減価償却費	6,859	
租税公課	2,083	
保険料	79	
雑費	8,200	70,405
営業利益(営業損失)		36,980
営業外収益		
受取利息及び配当金	8,413	
その他	146	8,559
営業外費用		
支払利息	2	
その他	258	260
経常利益(経常損失)		45,279
特別損失		
その他	421	421
税引前当期純利益(税引前当期純損失)		44,858
法人税、住民税及び事業税	10,709	
法人税等調整額	438	11,147
当期純利益(当期純損失)		33,712

【完成工事原価報告書】

第51期事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

材料費	108,447
労務費	16,982
外注費	150,581
経費	9,940
完成工事原価	285,951

【株主資本等変動計算書】

第51期事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		利益 剰余金 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金				
					別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	3,250	1,283	1,283	120	7,100	190,890	198,110	202,643	202,643
当期変動額									
剰余金の配当						24,528	24,528	24,528	24,528
当期純利益						33,712	33,712	33,712	33,712
当期変動額合計						9,184	9,184	9,184	9,184
当期末残高	3,250	1,283	1,283	120	7,100	200,073	207,293	211,826	211,826

【注記表】

第51期事業年度(自 2022年4月1日至 2023年3月31日)

1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
該当なし

2 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

1. 有価証券

子会社株式及び関連会社株式・・・・・・・・・・・・・・ 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等・・・・・・・・・・・・・・ 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産

製品・・・・・・個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

仕掛品・・・・・・個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品・・・・・・個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

1. 有形固定資産(リース資産を除く)

・・・・・・・・・・定額法

2. 無形固定資産

・・・・・・・・・・ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

・・・・・・・・・・その他の無形固定資産は定額法

3. リース資産

・・・・・・・・・・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

1. 貸倒引当金

・・・・・・・・・・債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

2. 製品保証引当金

・・・・・・・・・・将来の製品保証費用の支出に備えるため、過去の補償工事費用発生実績に基づき計上している。

3. 退職給付引当金

・・・・・・・・・・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、戸建・集合住宅の建築工事の請負を主な事業内容としており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしている。

建築請負工事契約に関して、一定の期間にわたり充足される履行義務の要件を満たす場合には、一定の期間にわたり収益認識することとしている。ただし、期間がごく短い工事の場合には、履行義務が一時点で充足されると見做して、工事完了時に収益認識することとしている。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っている。

収益は、顧客との契約において約束された対価で算定している。

なお、建築工事の請負における対価は、完全に履行義務を充足した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでいない。

(5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

(6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項

1. グループ通算制度の適用を開始している。

3 会計方針の変更

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準 適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしている。この変更による当事業年度の財務諸表への影響はない。

4 表示方法の変更

該当なし

4 - 2 会計上の見積り

該当なし

5 会計上の見積りの変更

該当なし

6 誤謬の訂正

該当なし

7 貸借対照表関係

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

- | | |
|------------------------|------|
| 1. 担保に供している資産の内容及びその金額 | 該当なし |
| 2. 担保に係る債務の金額 | 該当なし |

(2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

- | | |
|--|-----------|
| 1. 住宅ローンを利用する購入者についての金融機関に対する債務保証 | 35,176百万円 |
| (うち共同保証による実質他社負担額) | 207百万円 |
| 2. Erickson Framing Operations LLCの信用状に対する債務保証 | 705百万円 |
| 3. NXT Building Group Pty Ltdの金融機関からの借入金に対する債務保証 | 11,840百万円 |
- (注) 2023年10月30日付で、NXT Building Group Pty Ltdは、NEX Building Group Pty Ltdに商号変更している。

(3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務	
1. 短期金銭債権	134,323百万円
2. 長期金銭債権	7百万円
3. 短期金銭債務	11,796百万円
4. 長期金銭債務	38百万円

(4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
該当なし

(5) 親会社株式の各表示区分別の金額
該当なし

(6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額
該当なし

8 損益計算書関係

(1) 売上高のうち関係会社に対する部分	1,570百万円
(2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高	85,909百万円
(3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額	該当なし
(4) 関係会社との営業取引以外の取引高	8,801百万円
(5) 研究開発費の総額(会計監査人を設置している会社に限る。)	3,279百万円
(6) 減損損失	

当事業年度において、以下の資産について、減損損失を計上している。

用途	種類	場所	金額
新規事業関連システム	その他無形資産 他	東京都千代田区 他	175百万円
事務所資産	建物 他	東京都新宿区 他	76百万円

当社は、事業用資産については、営業本部毎にグルーピングを行っている。また、遊休資産については、個別の資産単位毎に把握している。

当事業年度においては、プロジェクト中断の意思決定により、将来の使用見込みがなくなった資産について、帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上している。

また、営業本部の事務所統合の意思決定により、将来の使用見込みがなくなった事務所資産について、帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上している。

9 株主資本等変動計算書関係

(1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
普通株式 650,000株

(2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
該当なし

(3) 剰余金の配当

1. 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2022年6月20日開催の株主総会において、次のとおり決議している。

普通株式の配当に関する事項

(イ)配当金の総額	24,528百万円
(ロ)1株当たり配当額	37,735円38銭
(ハ)基準日	2022年3月31日
(ニ)効力発生日	2022年6月20日

2. 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2023年6月24日開催の株主総会において、次のとおり決議している。

普通株式の配当に関する事項

(イ)配当金の総額	24,852百万円
(ロ)配当の原資	利益剰余金
(ハ)1株当たり配当額	38,233円85銭
(ニ)基準日	2023年3月31日
(ホ)効力発生日	2023年6月24日

(4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

該当なし

10 税効果会計

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	11,130百万円
子会社株式	6,043百万円
未払賞与損金不算入額	1,708百万円
製品保証引当金	847百万円
未払事業税	282百万円
棚卸資産評価損	68百万円
その他	1,709百万円
繰延税金資産小計	21,788百万円
評価性引当額	6,456百万円
繰延税金資産合計	15,332百万円

繰延税金負債

資産除去債務	93百万円
固定資産圧縮積立金	76百万円
その他	3百万円
繰延税金負債合計	171百万円

繰延税金資産(負債)の純額 15,160百万円

11 リースにより使用する固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、建物(展示場)及び工具器具及び備品(システム機器)等の一部については、リース契約により使用している。

12 金融商品関係

(1) 金融商品の状況

当社は、余剰資金については、当社グループの親会社である旭化成株式会社と子会社である旭化成ホームズフィナンシャル株式会社に貸付を行っている。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っている。

(2) 金融商品の時価等

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、短期貸付金、立替金、買掛金、未払金、未払消費税等、未払法人税等及び預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略している。

単位：百万円

	貸借対照表計上額()	時価()	差額
(1) 関係会社株式	2,782	3,284	501
(2) 長期貸付金	73	66	7
(3) リース債務	(79)	(79)	0
(4) 預り保証金	(1,695)	(1,695)	

() 負債に計上されているものについては、()で示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 関係会社株式

これらの時価については、取引所の価格によっている。

(2) 長期貸付金

長期貸付金の貸借対照表計上額には、1年内回収予定の長期貸付金(貸借対照表計上額4百万円)を含めて表示している。

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った利率で割り引いて算定する方法によっている。

(3) リース債務

リース債務の貸借対照表計上額は、流動負債のリース債務と固定負債のリース債務の合計額を表示している。これらの時価については、元利金の合計額を新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。

(4) 預り保証金

これらの時価については、預り期間を見積ることが出来る場合はその期間で割引計算を行っている。

(注2) 投資有価証券(貸借対照表計上額703百万円)は、市場価格がないため注記していない。

(注3) 関係会社株式のうち非上場株式(貸借対照表計上額92,443百万円)は、市場価格がないため、「(1) 関係会社株式」には含めていない。

13 賃貸不動産関係

(1) 賃貸等不動産の状況

該当なし

(2) 賃貸等不動産の時価

該当なし

14 関連当事者との取引

取引の内容

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社名	当該株式会社の議決権等の所有割合	当該関連当事者の議決権等の所有割合	当該関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	旭化成株式会社		100%	資金貸付 役員の兼任	資金貸付 (1)	33,762	短期貸付金	106,947
					利息の受取 (1)	85		

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社名	当該株式会社の議決権等の所有割合	当該関連当事者の議決権等の所有割合	当該関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	旭化成ホームズ フィナンシャル 株式会社	直接保有 100%		資金貸付 役員の兼任	資金貸付 (1)		短期貸付金	25,000
					利息の受取 (1)	0		
子会社	旭化成住宅建設 株式会社	直接保有 100%		工事の発注 役員の兼任	当社取引に 伴う未払費用 (2)	40,811	未払費用	2,690
子会社	旭化成住工株式 会社	直接保有 100%		部材の購入 役員の兼任	当社取引に 伴う買掛金 (3)	32,795	買掛金	3,285
子会社	Asahi Kasei Homes North America, INC.	直接保有 100%		出資の引受	増資の引受	38,259		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- グループファイナンスにおける貸付金利は、個別契約ごとに市場金利を勘案して決定している。
なお、資金貸付の金額は、期首の貸付金残高と期末の貸付金残高との差額である。
- 基本業務委託契約書に基づいて、半期毎に取引条件を決定している。
- 価格取決書に基づいて、年度毎に取引条件を決定している。

15 一株当たり情報

- (1) 一株当たりの純資産額 325,886円80銭
- (2) 一株当たりの当期純利益 51,864円01銭

16 重要な後発事象

該当なし

17 連結配当規制適用の有無

無し

17 - 2 収益認識関係

収益を理解するための基礎となる情報は、「2 重要な会計方針」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

18 その他

(資産除去債務に関する注記)

当社は、親会社である旭化成株式会社と「土地賃貸借契約書」を締結しており、当該土地賃貸借契約書に基づき、契約終了時における原状回復義務を有している。

しかし、当該土地は、2003年10月に親会社である同社が分社・持株会社制へ移行し住宅事業を当社が譲り受けたことに伴い、同社グループの中核事業を当社が担うために同社より賃借したものである。

従って、同社より賃借している土地で営んでいる各事業の継続及び撤退の判断については、当社の意思決定に加えて同社グループの総合的な判断も考慮して行われることから、資産除去債務の履行時期及び履行時期の範囲と蓋然性を予測することは困難である。

また、除去費用については、当該土地賃貸借契約に基づき、契約終了時の当該事業の継続及び撤退の判断の経緯を踏まえて同社と協議の上現状回復義務を履行することとなるため、当社の負担する除去費用の金額及びその発生確率を見積もることは困難である。

これらの理由により、当該資産除去債務については決算日現在入手可能な全ての証拠を勘案し最善の見積りを行っても履行時期の予測及び除去費用の負担額の見積りが困難であり、資産除去債務を合理的に見積ることができないため計上していない。

【附属明細表】

2023年3月31日現在

1 完成工事未収入金の詳細

相手先別内訳

相手先	金額
	百万円
計	

滞留状況

発生時	完成工事未収入金
当期計上分	24,681 百万円
前期以前計上分	
計	24,681

注) 相手先別内訳については、ほとんどの計上額が個人であり重要性がないため省略している。

2 短期貸付金明細表

相手先	金額
関係会社	131,947 百万円
その他	4
計	131,951

3 長期貸付金明細表

相手先	金額
その他	69 百万円
計	69

4 関係会社貸付金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
旭化成(株)	140,709 百万円	百万円	33,762 百万円	106,947 百万円	
旭化成ホームズ フィナンシャル(株)	25,000			25,000	
計	165,709		33,762	131,947	

5 関係会社有価証券明細表

銘柄	一株の金額	期首残高			当期増加額		当期減少額		期末残高			摘要
		株式数	取得価額	貸借 対照表 計上額	株式数	金額	株式数	金額	株式数	取得価額	貸借 対照表 計上額	
旭化成住工 (株)	円 598	5,640,000	3,373	3,373					5,640,000	3,373	3,373	
旭化成ホームズ フィナンシャル(株)	50,000	20,000	1,000	1,000					20,000	1,000	1,000	
旭化成リ フォーム(株)	498	500,000	249	249					500,000	249	249	
旭化成不動 産レジデ ンス(株)	756	400,000	303	303					400,000	303	303	
旭化成住宅 建設(株)	317,669	2,000	635	635					2,000	635	635	
A J E X(株)	57,752	2,000	116	116					2,000	116	116	
旭化成設計 (株)	500	60,000	30	30					60,000	30	30	
旭化成ライ フライン(株)	50,000	2,000	100	100					2,000	100	100	
旭化成ホームズ 少額短期 保険(株)	14,519	5,800	84	84					5,800	84	84	
リーシュ ライフケア(株)	50,000	2,000	100	100					2,000	100	100	
(株)コネ ブラ	50,000				5,940	297			5,940	297	297	
シマダリ ビングパ ートナ ーズ(株)	36,540,333	18	658	658					18	658	658	
(株)森 組	229	9,911,000	2,270	2,270					9,911,000	2,270	2,270	
中央ビル ト工業(株)	665	770,000	512	512					770,000	512	512	
Asahi KASEI JYUKO VIETNAM CORPORATION		0	1,404	1,404					0	1,404	1,404	
ASAHI KASEI HOMES AUSTRALIA PTY LTD	83	229,957,820	19,145	19,145					229,957,820	19,145	19,145	
ASAHI KASEI HOMES NORTH AMERICA, INC.	25,980,264	2,500	26,692	26,692		38,259			2,500	64,951	64,951	
計		247,275,138	56,669	56,669	5,940	38,556			247,281,078	95,225	95,225	

株式

	銘柄	一株の金額	期首残高			当期増加額		当期減少額		期末残高			摘要
			株式数	取得価額	貸借 対照表 計上額	株式数	金額	株式数	金額	株式数	取得価額	貸借 対照表 計上額	
社債	該当なし												
その他の 有価証券	旭コンス テック(株)	3,300	7,000	23	23					7,000	23	23	
	住宅保証機 構(株)	50,000	600	30	30					600	30	30	
	(株)日本建築 住宅セン ター	500	20,000	10	10					20,000	10	10	
	(株)東日本住 宅評価セン ター	50,000	240	12	12					240	12	12	
	(株)西日本住 宅評価セン ター	132,000	60	8	8					60	8	8	
	(株)WELLNEST HOME	50,000	300	15	4					300	15	4	
	(株)ニセコま ち	1,000	3,000	3	3					3,000	3	3	
	(株)Preferred Robotics	14,286	21,000	300	300					21,000	300	300	
	計		52,200	401	390					52,200	401	390	

6 関係会社出資金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
該当なし	百万円	百万円	百万円	百万円	
計					

7 短期借入金明細表

借入先	金額	返済期日	摘要
該当なし	百万円	百万円	
計			

8 長期借入金明細表

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
該当なし	百万円	百万円	百万円	百万円	
計					

9 関係会社借入金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
該当なし	百万円	百万円	百万円	百万円	
計					

10 保証債務明細表

相手先	金額	左記の内共同保証による 実質他社負担額
住宅ローンを利用する購入者についての 金融機関に対する債務保証	35,176 百万円	207 百万円
Erickson Framing Operations LLCの信用状に 対する債務保証	705	
NXT Building Group Pty Ltdの金融機関からの 借入金に対する債務保証	11,840	
計	47,721	207

(注) 2023年10月30日付で、NXT Building Group Pty Ltdは、NEX Building Group Pty Ltdに商号変更している。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2023年12月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	7,754(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	7,754		
所有株券等の合計数	7,754		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 特別関係者である対象者は、2023年9月30日現在、対象者株式27,647株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(2023年12月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	7,700(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	7,700		
所有株券等の合計数	7,700		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(2023年12月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	54(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	54		
所有株券等の合計数	54		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 特別関係者である対象者は、2023年9月30日現在、対象者株式27,647株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(2023年12月15日現在)

氏名又は名称	中央ビルト工業株式会社
住所又は所在地	東京都中央区日本橋富沢町11番12号
職業又は事業の内容	建設用の仮設機材・型枠機材の製造・販売・賃貸及び住宅用鉄骨部材の製造受託
連絡先	連絡者 中央ビルト工業株式会社 取締役経営統括本部長 松澤 範生 連絡場所 東京都中央区日本橋富沢町11番12号 電話番号 03(3661)9631(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者

(2023年12月15日現在)

氏名又は名称	齋藤 健
住所又は所在地	東京都中央区日本橋富沢町11番12号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	中央ビルト工業株式会社 代表取締役社長
連絡先	連絡者 中央ビルト工業株式会社 取締役経営統括本部長 松澤 範生 連絡場所 東京都中央区日本橋富沢町11番12号 電話番号 03(3661)9631(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する対象者の役員

【所有株券等の数】

中央ビルト工業株式会社

(2023年12月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	0		
所有株券等の合計数	0		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 特別関係者である対象者は、2023年9月30日現在、対象者株式27,647株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

齋藤 健

(2023年12月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	54(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	54		
所有株券等の合計数	54		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、齋藤健氏が対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式1,912株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数19個が含まれております。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の取引

直近3事業年度における公開買付者と対象者との間の取引は以下のとおりです。

(単位：千円)

決算年月	対象者第49期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	対象者第50期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	対象者第51期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
建屋及び製造設備の対象者への賃貸	282,791	340,054	329,124
対象者からの事業用地の賃借	40,735	40,735	40,735

なお、直近3事業年度における公開買付者の完全子会社である旭化成住工と対象者との間の取引は以下のとおりです。

(単位：千円)

決算年月	対象者第70期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	対象者第71期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	対象者第72期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
旭化成住工への製品の販売(取引金額)	5,139,704	5,493,615	6,750,741
上記製品の販売に関する対象者の受取手形及び売掛金(期末残高)	428,506	555,665	790,025
旭化成住工からの材料の仕入(取引金額)	3,199,833	3,076,665	4,318,287
上記材料の仕入に関する対象者の支払手形及び買掛金(期末残高)	565,112	611,997	986,155
旭化成住工からの受入出向者に対する対象者の給与負担金(取引金額)	55,643	46,337	36,546
上記給与負担金に関する対象者の未払費用(期末残高)	4,646	3,823	3,045

(注1) 製品の販売は、総原価を勘案した価格交渉のうえ、適正な価格、取引条件により行っております。

(注2) 材料の仕入は、市場価格を勘案した価格交渉のうえ、適正な価格、取引条件により行っております。

(注3) 給与負担金は、対象者従業員の賃金を基準に双方協議のうえ、決定しております。

(注4) 金額のうち、取引金額は消費税等抜きで、債権・債務の期末残高は消費税等込みの金額で記載しております。

(注5) 上記((注1)、(注2)、(注3)及び(注4)を含みます。)は対象者の第70期有価証券報告書(2021年6月18日提出)、第71期有価証券報告書(2022年6月24日提出)及び第72期有価証券報告書(2023年6月23日提出)を参照して作成しております。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2023年12月14日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することの決議を行ったとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」をご参照ください。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 スタンダード市場							
	月別	2023年 6月	2023年 7月	2023年 8月	2023年 9月	2023年 10月	2023年 11月	2023年 12月
最高株価		578	539	560	659	576	555	541
最低株価		516	518	520	548	520	525	528

(注) 2023年12月については、同年12月14日までのものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満 株式の 状況(株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数 (単位)									
所有株式数 の割合(%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	年 月 日現在
			発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計			

【役員】

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	年 月 日現在
				発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第71期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)2022年6月24日 関東財務局長に提出

事業年度 第72期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)2023年6月23日 関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第73期第2四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)2023年11月10日 関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

中央ビルト工業株式会社
(東京都中央区日本橋富沢町11番12号)
中央ビルト工業株式会社 関西支店
(大阪府大阪市中央区瓦町2丁目2番7号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

「剰余金の配当(無配)に関するお知らせ」の公表

対象者は、2023年12月14日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2024年3月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細については、対象者が同日に公表した「剰余金の配当(無配)に関するお知らせ」をご参照ください。